

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

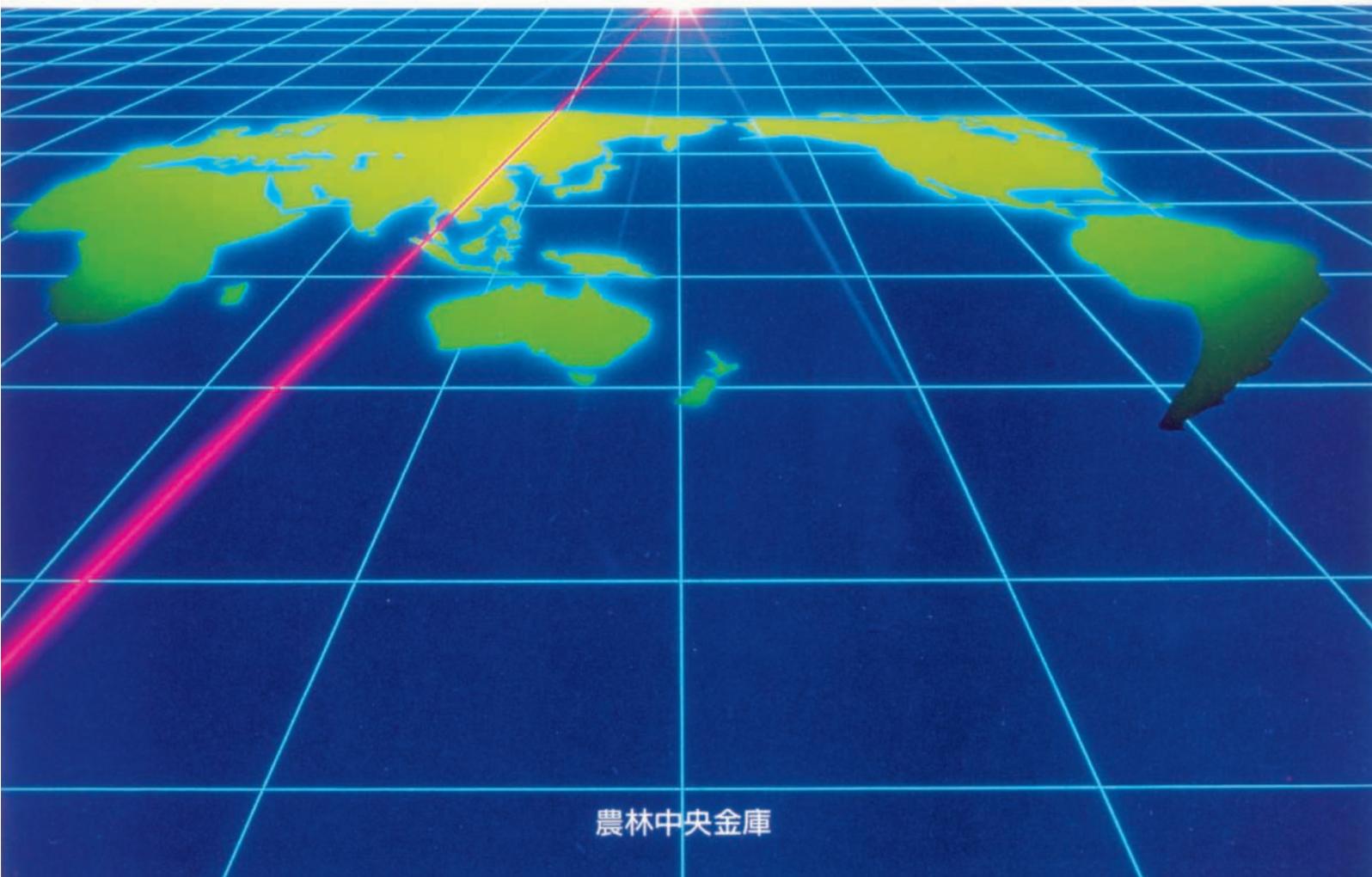
2008 **6** JUNE

海外協同組織金融機関の新たな動向

欧州の協同組合銀行における国際会計基準第32号への対応状況

欧州の協同組合銀行グループの相互援助制度と一体性

合併農協の到達点と課題



兼業化の勧め

過日、あるオーストラリアの農家を訪問する機会を得た。現役引退後に「趣味的に」農業を行っているという農場主は、自らの農場を「家庭菜園」と呼んだ。牛・羊の放牧と小麦等の穀物作を併せ行う彼の「家庭菜園」は200haに及び、ざっと見て回るのにも車で相当の時間を要する。はたして現在の我が国において（大規模法人経営を含め）、彼の「趣味的な家庭菜園」に匹敵する規模の経営体はどのくらい存在するのであるのか？我が国においては、規模拡大による農業の国際競争力の強化が言われているが、この圧倒的ともいえる条件の差を目の当たりにすると、今更ながら、努力のみではいかんともし難い、大きな壁を感じざるを得ない。

しかし、より注目すべき点は、こうした圧倒的な規模を誇るオーストラリア農業においてすら、所得を農業のみにたよることは農家にとってリスクが大きく、所得の源泉を分散すること、いわば「兼業化」の必要性が説かれていることである。

現在においてもオーストラリア農家の農外収入比率は意外に高い。土地利用型農家の平均的なキャッシュフローの構成をみると、2005-06穀物年度においては、農業からのものが約70千豪ドル、農場主またはその妻の農外収入が約32千豪ドルで、農外収入の比率は32%程度となっている。早魃^{かんばつ}により農業収入が落ち込んだ06-07年度においては、その比率は40%を上回る水準に達している。さらに、今後、早魃等の農業収入の不安定性に対する対策の一つの柱として、農家の農外収入の一層の拡大が推進されている。

世界的にみても、土地利用型農業の基本的な担い手は「家族」である。自然環境等、外部条件のコントロールが困難な土地利用型農業において、大資本による「企業的」経営は極めて難しい。貪欲に収益機会を追求し、集荷、保管、流通、加工と、あらゆる関連分野に進出する穀物メジャーにおいても、直接的な農業経営はおろか、農家に対するファイナンスにすら慎重な姿勢を崩していない。家族経営は、環境が悪化した場合、自家労賃の引き下げ、生活費の切りつめ、家族の農外就労の拡大といった様々な努力により対応し、大資本が持ち得ない強靭さ、弾力性を有しているものといえよう。

現在我が国においては、担い手への農地の集積、法人化といった農業構造改革が進められている。高齢化が進み、耕作放棄地が増している我が国農業の現状をみると、こうした対策は必要不可欠な方向であろう。しかし、そのねらいとするとところが、大規模な農業専門経営体の育成・国際競争力の確保、市場開放、といったことであるとすれば、それはあまりに現実を無視したものであると言わざるを得ない。

例え、どれほど我が国農業の大規模化が進んだとしても、新大陸諸国の経営体の規模には及ぶべくもない。我が国においては、農業共済等、農業の不安定性をカバーする仕組みがある程度整っているとはいえ、農業収入のみに依存する経営体のリスクは極めて大きい。農業部門における合理化・集積化の努力を進めつつも、一方で地域産業全体の活性化をはかり、兼業収入（法人であれば農業生産以外の分野の収益機会）の確保が可能な状況を作っていくことこそが、真に強靭な農業経営体の育成につながるのではないだろうか。

((株)農林中金総合研究所基礎研究部長 原 弘平・はらこうへい)

今月のテーマ

海外協同組織金融機関の新たな動向

今月の窓

兼業化の勧め

(株)農林中金総合研究所 基礎研究部長 原 弘平

組合員の出資金に関する会計上の取扱いをめぐる動き

欧州の協同組合銀行における
国際会計基準第32号への対応状況

重頭ユカリ 2

オランダ、ドイツを中心に

欧州の協同組合銀行グループの
相互援助制度と一体性

斉藤由理子 15

大規模化した組織を生かすために

合併農協の到達点と課題

石田信隆 30

Dear 米本さん

談話室

日本の農協の方々へのメッセージ

韓国農業協同組合中央会 本部支店長 金星勳 28

統計資料 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

欧州の協同組合銀行における 国際会計基準第32号への対応状況

組合員の出資金に関する会計上の取扱いをめぐる動き

〔要 旨〕

- 1 国際会計基準審議会(IASB)は、2002年6月に国際会計基準第32号(IAS第32号)の修正公開草案を公表した。草案で示された資本と負債の定義によれば、金融商品は現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務である場合には負債であり、組合員が償還を請求する権利を有している協同組合の出資金も、この負債の定義にあてはまるとされた。EUにおいては、02年7月に採択されたIAS規則によって、05年1月1日以降に始まる事業年度から上場企業の連結決算に国際会計基準の適用を義務付けるとされていたため、欧州の協同組合は組合員の出資金が負債に分類されるという問題への対応を迫られることとなった。
- 2 欧州の協同組合陣営が欧州協同組合銀行協会(EACB)を中心にロビー活動を行った結果、IAS第32号の原則は変更されなかったが、協同組合に対する組合員の出資金を資本と負債のいずれに区分するかに関する解釈指針(IFRIC解釈指針第2号)が04年11月に公表された。この指針によれば、組合員の出資金は、事業体が組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を有している場合には資本に分類される。
- 3 05年からの国際財務報告基準の適用対象は、証券を上場している企業の連結決算であるが、ほとんどの協同組合銀行グループにおいては、中央機関が長期の資金調達のために証券の上場を行っており、その場合中央機関自体の連結決算は適用対象となる。単協が適用対象となると想定される主なケースは、自ら証券を上場し連結決算を行っている場合、証券を上場している中央機関等を含みグループで連結決算を行っている場合、国内で上場企業以外の企業にIAS / IFRSを適用している場合、である。 のケースに該当する、フランスやフィンランドの協同組合銀行グループの単協では、出資金を全額資本に分類するため、定款を修正して組合側が組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を持つという規定を盛り込んだ。
- 4 現在、IASBとアメリカの会計基準を調和させるための取組みが進められているが、そのなかで資本と負債の分類方法についても検討されている。現時点で最も支持されているアプローチ方法によると、多くの協同組合の出資金が負債に分類されることとなるため、各国の協同組合陣営は、協同組合の実態に適した代替的なアプローチを提唱する等、協力してこの問題に対応していく必要がある。

目次

はじめに

1 IAS第32号の修正

- (1) IAS/IFRS
- (2) EUにおける動向
- (3) IAS第32号の修正公開草案
- (4) 協同組合にとっての問題点

2 IFRIC 2の導入

- (1) IFRIC 2の導入経緯
- (2) IFRIC 2の内容
- (3) 協同組合への影響

3 各国の協同組合銀行（単協レベル）における対応状況

- (1) フランス
- (2) フィンランド
- (3) ドイツ
- (4) イタリア
- (5) オランダ
- (6) オーストリア

4 IASBとFASBのコンバージェンスをめぐる最近の動き

はじめに

2002年6月に、協同組合における組合員の出資金を資本ではなく負債に分類するという国際会計基準第32号の修正公開草案が公表された。EUにおいては、02年7月に採択されたIAS規則によって、05年1月1日以降に始まる事業年度から上場企業の連結決算に国際会計基準の適用を義務付けるとされていたため、欧州の協同組合銀行では組合員の出資金が負債に分類されるという問題にいち早く直面することとなった。

筆者は、欧州の主要な協同組合銀行の関係者に、この問題に対応するために具体的にどのような方策をとったのかをヒアリングする機会を得た。本稿では、その結果をとりまとめるとともに、その前後の動きについても簡単に紹介したい。

1 IAS第32号の修正

(1) IAS/IFRS

国際会計基準（International Accounting Standards，以下「IAS」）は、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee，以下「IASC」）によって設定された基準であり、特定の取引やその他の事象が財務報告にどのように反映されるべきかを定めたものである。経済活動のグローバル化の進展とともに、国際的に認められる会計基準を設定する必要性が高まったため、日本を含む9か国の会計士団体によって1973年にIASCが設立された。

IASCが作成した基準は、当初法的な強制力を持つものではなかった。しかし、80年代後半に国際的な証券監督者組織である証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions，以下「IOSCO」）がIASCに参加しIASの支持を表明してから、その活動が注目されるように

なった。民間組織であるIASBの作成した基準をIOSCOが支援することは、これが強制適用につながる可能性が強まったからである。^(注1)その後IOSCOは「国際会計基準委員会 (IASB) 基準に関する決議」(2000年5月)において、企業が国境を越えて資金調達する際にIASを作成基準とすることを認めると表明した。

なお、IASBは01年に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下「IASB」) に再編された。現在では、IASBが作成したIAS (IASBが作成、公表したものを含む)、解釈指針、IASBが新たに作成する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, 以下「IFRS」) 等を国際財務報告基準と総称しているが、IAS/IFRSと表記されることも多い。本稿でも、総称として用いる際にはIAS/IFRSと表記することとしたい。

後述するようにEUにおいては、05年から上場企業の連結決算にIAS/IFRSの適用が義務付けられたが、それ以外の国でも適用が進んでいる。国際的に監査や税務等に関するサービスを提供しているデロイトが作成した国別・地域別適用状況^(注2) (08年3月28日現在)によると、EU/EEA諸国を含む80か国で国内の全上場企業の連結決算にIAS/IFRSを適用している。

米国や日本はIAS/IFRSの適用を認めていないが、米国の基準設定主体である財務会計基準審議会 (FASB) とIASBは、02年10月に米国基準とIAS/IFRSとのコンバージェンス (収斂) について同意しており、

後述するようにその作業が進められている。日本については、05年3月から日本基準とIAS/IFRSのコンバージェンスを開始しており、07年8月にはそのプロセスを加速化する「東京合意」が公表された。

(注1) 荒巻浩明 (1997) 9頁。

(注2) <http://www.iasplus.com/country/useias.htm>

(2) EUにおける動向

欧州委員会は、2000年6月に「EUの財務報告戦略：将来への道筋」^(注3)を公表し、05年1月1日から始まる事業年度からEU域内の上場企業の連結決算にIASの適用を義務付ける方針を打ち出した。欧州議会と欧州理事会は、02年7月に「国際会計基準の適用に関するEU議会および理事会の規則 No.1606/2002」^(注4) (以下「IAS規則」という) を採択した。同規則の第4条では、EUに加盟している国の法律の適用を受け、加盟国の規制市場において証券の取引が認可されている企業 (以下「上場企業」という) に、05年1月1日以降に始まる事業年度から、連結決算にIAS/IFRSの適用することを義務付けた。米国会計基準が適用されている企業と負債証券 (社債) のみを上場している企業については、適用が2年間猶予された。また、上場企業の個別決算と非上場企業の連結決算にIAS/IFRSを適用するかどうかは加盟国の判断にゆだねられた。

IAS規則の決定は、EUの上場企業の決算書の比較を容易にすること、これらの企業の透明性を向上させること、ヨーロッパ並びに国際的な市場においてこれら

の企業の受容性を高めることの3つを目的としていた。^(注5)

(注3) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, "EU Financial Reporting Strategy: the way forward",

<http://www.iasplus.com/resource/cec.pdf>

(注4) REGULATION(EC)No. 1606/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND COUNCIL of 19 July 2002 on the application of international accounting standards,

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:243:0001:0004:EN:PDF>

(注5) Detilleux & Naett(2006), p.33

(3) IAS第32号の修正公開草案

IASCが設定したIASは第1号から第41号までであるが、他の号やIFRSに代替されるなどにより欠番が生じ、現在では29の個別基準が存在している。

IAS第32号「金融商品：開示及び表示」は、金融商品の開示とそれらを負債に区分するか資本に区分するかを扱ったもので、IASCが1995年に公表した。IASBは、05年の適用に間に合わせるために、複雑性の減少、明確化、指針の追加、内部的な不整合の除去等を目的としてIASCから引き継いだIASの改善に取り組み、そのうちの1つである第32号の修正公開草案が02年6月に公表された。修正公開草案で示された資本と負債の定義によれば、金融商品は現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務である場合には負債であり、組合員が払戻しを請求する権利を有している協同組合の出資金も、この負債の定義にあてはまるとされた。

(4) 協同組合にとっての問題点

協同組合の出資金が負債に区分された場合の実務上の問題点として、自己資本比率が低下してしまうこと、法定準備金や任意積立金が十分でない場合、欠損が生じるとすぐにも債務超過になる可能性があることが挙げられる。^(注6) また、現時点では会計上の出資金の分類方法は、金融機関のプルデンシャルルールとはリンクしておらず、協同組合銀行の出資金は自己資本に算入することが認められているが、^(注7) 両者が将来万が一収斂するようなことになれば、将来的に信用事業を営む協同組合が自己資本比率規制を満たせなくなる可能性も生じる。

そのほかにも、Detilleux & Naettは、組合員からの出資金が資本にカウントされないのであれば、協同組合の新規設立が困難になることを指摘している。また、彼らは、そもそも上場企業をモデルとして基準が構築されるとしたら、協同組合陣営はその価値が尊重されるように警告を行わなければならないとも述べている。^(注8)

ICAも03年11月に「国際会計基準の提案は協同組合のアイデンティティを脅かしている」という文書を公表し、この問題は協同組合の所有基盤に根本から異を唱える深刻なものであるとしている。^(注9) 日本生活協同組合連合会が公表した文書においても、出資者＝所有者という理解に基づいて拠出した出資金が負債として扱われるならば、組合員も強い反発を感じるであろうし、出資金を負債としてとらえることは生活協同組合の所有者が誰であるかを不明瞭にし、生

活協同組合のアイデンティティを破壊し、衰退に導くことにつながる危険性を有すると述べられている。^(注10)

(注6) 齋藤(2005)15頁。

(注7) 欧州銀行監督者委員会(CEBS)の会長は欧州協同組合銀行協会(EACB)の会長に対して、「ブルデンシャルの観点から、現状のとおり自己資本として協同組合の出資金を扱うことに疑問をはさむ理由はない。CEBSの中では、協同組合銀行の出資金が自己資本の基本的項目(Tier1)の構成要素であることに合意している」と回答している。

(注8) Detilleux & Naett(2006),p.36

(注9) “International Accounting Standards proposals threaten Co-operative Identity”, <http://www.ica.coop/coop/ias/2003-dg-letter.pdf>

(注10) 日本生活協同組合連合会「国際会計基準書第32号『協同組合の出資金は負債である』への異議を申し立てます」

http://www.jccu.coop/jccu/Press_Release/Press_040611_01.htm

2 IFRIC 2の導入

(1) IFRIC 2の導入経緯

EUにおいては、上場企業の連結決算へのIAS/IFRSの適用が05年から開始されることが予定されていたため、協同組合陣営は、非常に差し迫って対応が迫られることとなった。欧州内での協同組合陣営の対応については、Detilleux & Naett(2006)に詳しいので、その内容に沿って簡単にみていきたい。

フランスでは、03年初頭に協同組合銀行が中心となり、全国協同組合連合会(Groupement National de la Coopération, 以下「GNC」)のもとで、組合員の出資金は一定の制限された条件内では払戻しが可能であるため負

債のように見えるが、その他の要因(協同組合の特別法や一定の制限に従う償還等)があるため、負債として扱うのではなく、IASの枠組み内でも資本として扱うべきだという結論に達した。

GNCのような国内の協同組合の連合会やヨーロッパレベルの協同組合連合会(CCACE)は、IASに関する作業を調整し協同組合陣営を代表する機関として、欧州協同組合銀行協会(EACB)を指名した。これは、協同組合のなかでも協同組合銀行は長期の資金調達のために中央機関が証券を上場し05年から適用となるケースが多かったこと、また法務、財務、会計に関してEACBが専門的知識を有しているためであった。^(注11)

協同組合陣営のロビー活動により、欧州委員会は、IASBにIAS第32号の適用前に協同組合の問題を解決することを要請したが、自らが直接そのプロセスにかかわることはせず、協同組合側とIASBが直接やりとりすることを求めた。IASBとの会合では、IASBのメンバーが協同組合の特徴についてほとんど理解していなかったため、技術的な議論を行う前にまず協同組合がどのように運営されているかについて示す必要があった。

公開草案に対するコメントや、公開円卓会議、EACBとの会合の結果、IASBはIAS第32号の原則を変更すべきではないとしたものの、国際財務報告解釈指針委員会(以下「IFRIC」)にこの原則をどのように協同組合に適用するべきかを検討することを指

示した。

03年12月にIAS第32号の改定基準書は公表されたが、IFRICは、EACBの代表者と議論を重ねたうえで04年6月30日に、協同組合に対する組合員の出資金を資本と負債のいずれに区分するかに関する指針を示す解釈指針案D8「協同組合に対する組合員の出資」を一般のコメントを募集するために公表した。IFRICのステーブソン議長は、「解釈指針案は、組合員出資が金融負債に分類されるか資本に分類されるかは、その出資の性格、とりわけ払戻し条項の内容によって決まることを明確にしている」と述べている。^(注12) その条項としては、企業が、出資金の償還を拒否できる無条件の権利を有している、国内の法・規則または企業の定款等が、出資金の償還を無条件に禁止していることが提案された。

その後さらに検討が加えられ、IASBは04年11月にIFRIC解釈指針第2号（以下「IFRIC 2」）「協同組合に対する組合員の出資及び類似の金融商品」を公表し、05年1月1日からIAS第32号が発効した。^(注13)

(注11) 03年12月にEACBは、「協同組合資本における出資金とは何か」(What are shares in the capital of a co-operative) <http://www.ica.coop/coop/ias/2003-shares.pdf>を公表し、協同組合の出資金は、企業における資本と同じ特徴を備えていると反論した。

(注12) IASBプレスリリース04年6月30日 http://www.asb.or.jp/html/iasb/ed/comments20040630_1.php

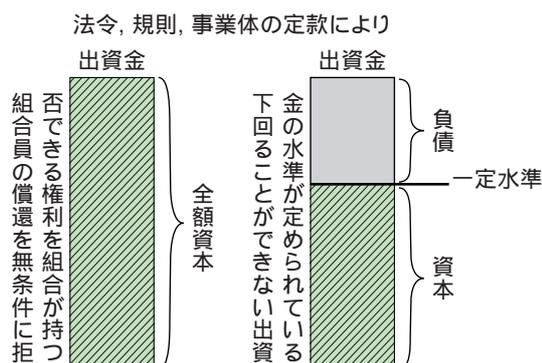
(注13) 05年8月に「開示」についてはIFRS第7号に移行し、IAS第32号は、「金融商品：表示」となった。

(2) IFRIC 2 の内容

IFRIC 2 では、組合員の出資金は、事業体が、組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を有している場合には資本となるとされている。また、無条件での禁止とは、すべての償還が禁止されているという点で、絶対的なものとなり、償還により、組合員の出資金又は組合員の出資金からの払込資本額が一定の水準を下回るようになる場合に、組合員の出資金の償還は禁止されるというのであれば、部分的なものとなる。償還の禁止が部分的である場合、下回ることができない一定水準までの部分は資本として分類されるが、それを上回る部分は負債として分類される（第1図）。

出資金の償還を禁止するものとしては、分類日で有効となっている関連する現地の法令、規則及び事業体の定款が挙げられている。

第1図 出資金を資本と負債に分類するイメージ



(3) 協同組合への影響

ここまで欧州における対応を中心にみてきたが、実際には欧州の協同組合陣営も一枚岩ではなかった。証券を上場しておらず

05年からのIAS/IFRSの適用対象とならない協同組合は、自らには無関係の問題としてとらえることも多かった。しかし、上場企業の連結決算以外にIAS/IFRSを適用するかどうかは各国の決定にゆだねられており、非上場の協同組合も適用対象になるケースもあること、またグローバルな基準が一度設定されると将来的にはそれに収敛していく可能性が高いこと等から、協同組合全体にとっても無関係の問題とはいえない。

IFRIC 2により、一定の条件を満たせば協同組合の出資金はIAS/IFRSの枠組み内でも資本として分類することが可能になった。しかし、国によっては、あるいは協同組合の種類によっては、協同組合の根拠法で組合員の脱退の際にはその出資金を償還することが義務付けられているというケースがある。その場合は、法律そのものを改正する必要が生じ、単協レベルで対応することは不可能である。

一方、IFRIC D 8で示された出資金の無条件での償還禁止についてはしばしば誤解され、組合員への出資金の償還そのものを禁止するものととらえられることがあり、フランスやその他の国の一部の協同組合からは、IFRIC D 8を拒否する動きが起こった。^(注14) 実際には、次項で詳しく述べるように出資金の償還そのものを否定しているわけではないのだが、やはり協同組合の加入・脱退の自由という原則と抵触する側面があることは否定できないであろう。

(注14) Dettleux & Naett (2006) p.40

3 各国の協同組合銀行(単協レベル)における対応状況

05年からのIAS/IFRSの適用対象は、証券を上場している企業の連結決算であるが、ほとんどの協同組合銀行グループにおいては、中央機関が長期の資金調達のために証券の上場を行っており、その場合は中央機関自体の連結決算は適用対象となる。

単協が適用対象となると想定される主なケースは、自ら証券を上場し連結決算を行っている場合、証券を上場している中央機関等を含みグループで連結決算を行っている場合、国内で上場企業以外の企業にIAS/IFRSを適用している場合、である。

欧州の協同組合銀行グループにおいては、中央機関の多くは株式会社形式をとるため、本稿では、協同組合形式をとる単協において組合員の出資金に関してどのような対応をとったかについて焦点をあてている。

(1) フランス

フランスでは、協同組合に関する一般法(1947年9月10日法)において、組合員の出資金の払戻しによってこれまでに獲得した出資金の最高水準の一定割合を下回ることができない水準(以下「最低出資金」という)を設定している。その割合は、一般の協同組合については、当該組合が設立されて以来到達した最高水準の4分の1であるが、協同組合銀行については、中央機関の事前

の承認なしに最高水準の4分の3を下回ってはならないと定められている。

協同組合銀行（単協）の定款では、組合員の出資金の払戻しによってこれまでに獲得した出資金の最高水準の4分の3を下回らないことが明記されているが、この額は常に変動することが想定されるため、定款では具体的な金額は示されていない。また、法律に従えば、中央機関の事前の承認があれば、この水準を下回る払戻しも認められるとのことだが、ヒアリングした範囲では、中央機関からの事前承認の有無にかかわらず、最低出資金を下回る可能性があるからという理由で、単協が組合員の出資金の償還を拒否する事例はこれまでなかったようであった。

フランスの場合は、IFRIC 2 に従い、最低出資金の水準までは出資金が資本に分類される。いずれの協同組合銀行グループにおいても、十分な積立金があるため、出資金の一部が負債に分類されることとなったとしてもそれほど大きな問題が生じることはなかったようである。しかし、会計上のみの問題であるとしても、金融機関として資本の額が減少するように見えることは好ましくない、さらに組合員の出資金を負債に分類することは協同組合の実態やアイデンティティにそぐわないという考え方があった。そこで、フランスの協同組合銀行グループは、IFRIC 2 の公表直後に、出資金が全額資本に分類されるように、以下のような対応策をとったのである。

a クレディ・アグリコル

クレディ・アグリコル・グループでは、地方金庫と地区金庫（単協）との連結決算に加えて、グループ全体でも連結決算を行っている。

IFRIC 2 の公表を受けて、クレディ・アグリコル・グループの地区金庫は、04年末に定款を修正し、死亡等も含めた組合員のすべての脱退時における出資金の払戻しは理事会の裁量による同意次第であるという規定を加えた。

しかし、定款の修正を行った後も、地区金庫が組合員の出資金の償還を拒否したことは一度もないとのことである。あくまでIAS第32号対応のために定款の修正を行ったのであり、現実には償還を行っている。

b クレディ・コーペラティブ

クレディ・コーペラティブは、他の協同組合銀行グループと異なり、単協、中央機関のような二段階制（あるいは地方段階を含む三段階制）をとっていない。国内の店舗は、1つの協同組合銀行の支店である点が本稿で紹介するほかの協同組合銀行グループとは異なっている。

クレディ・コーペラティブでは定款の第13条（出資金の償還 - 名目価格）の項を「（出資金の）償還は理事会の裁量による同意次第である」と修正し、組合員の出資金の返還を理事会が拒否できる可能性を与えた。

同行へのヒアリングによれば、こうした規定を盛り込むことを総会で提案する際に

は、組合員の加入・脱退の自由と矛盾する面があるため組合員からの反発が起きることも想定していた。しかし、IAS第32号の問題に対応するためには、こうした規定を盛り込まざるをえないこと、この規定を実際に利用して償還を拒否しようとしているのではないことを説明したところ、組合員からの同意を得ることができた。実際、クレディ・コーペラティブでは、この規定を利用して出資金の償還を拒否したことは一度もない。

c クレディ・ミュチュエル

クレディ・ミュチュエル・グループの場合、基本的な連結決算の単位は地方連盟ごとであり、証券を上場している地方連盟に属している地区金庫（単協）にはIAS/IFRSの適用義務があった。

しかし、グループとしてはIAS/IFRSに沿って決算書を公表する義務はないものの、他行との比較を容易にし透明性を高めるといった目的のもと、06年からグループ全体でIAS/IFRS適用ベースの連結決算書を作成することを決定した。そのため、06年以降はすべての単協でIAS/IFRSを適用している。

同グループにおいても、地区金庫では、IFRIC 2に対応した定款の修正を行っており、グループの連結決算において組合員の出資金はすべて資本に分類されている。

(2) フィンランド

フィンランドの協同組合銀行及びその他

の協同組合信用機関に関する法律は、中央機関にOP-ポヒョラ・グループ全体の連結決算書を作成することを義務付けている。同グループがIAS/IFRSを適用することの義務の根拠も同法に基づいている。^(注15)

IAS/IFRS適用初年度（05年）の連結決算書を見ると、OPバンク（単協）の組合員の出資金は負債に分類されている。これは、05年の段階では、出資金は組合員からの払戻し請求があった会計年度末から1年以内に償還を行うとされており、OPバンクが償還を拒否する無条件での権利を有していなかったためである。しかし、その後OPバンクの定款の修正を行い、OPバンクが償還を拒否する無条件での権利を有することとなったため、06年からは組合員の出資金は、資本に分類されることとなった。この修正により、9,900万ユーロが負債から資本に分類されることとなった。

(注15) OP-Pohjola group, "Report by executive board and financial statement 2007", p.48

(3) ドイツ

a 協同組合法の改正

ドイツにおいては、06年8月18日に発効した協同組合法において、最低出資金についての条項（第8条a）が新設された。具体的には、「定款において、脱退した、または協同組合出資金の一部の解約を通告した組合員に資産分割協議による払込済出資金の償還を行う場合であっても、その額を下回ってはならない協同組合の最低出資金について規定することができる」とされて

いる。つまり、最低出資金を定めることは義務ではなく、定めることができるとされているのである。

b 信用協同組合銀行グループ

ドイツの信用協同組合銀行グループでは、グループとしての連結決算を行う義務はなく、単協にはIAS/IFRSが適用されていない^(注16)。しかし将来的には、ドイツの会計基準がIAS/IFRSと調和していく可能性も想定されるため、グループの全国連合会であるBVRは、模範定款例にIFRIC 2に対応可能な項目案を作成した。

模範定款例には、協同組合法に新設された最低出資金は盛り込まず、組合員のいかなる事由の脱退においても、出資金の償還は理事会や監事会の同意次第であるという文言を入れることを可能にする一文を案として設けた。

しかし、実際には、単協にはIAS/IFRSの適用が迫られていないこともあり、単協においてこの規定の導入はほとんど進展していないとのことである。単協の定款の修正には、議決権の4分の3の多数決が必要であるが、BVRでは、出資金の償還が理事会や監査役の同意次第であるという考え方は、組合員の理解を得にくい可能性があると考えている。

(注16) 同グループでは03年からグループ格付の取得等を目的として、自発的にグループ全体の連結財務諸表を公表しているが、IAS/IFRSの適用が義務付けられたものでない。

(4) イタリア

イタリアのBCCグループにおいては、グループでの連結決算を行っていない。しかし、イタリアにおいては、2005年38号法(DECRETO LEGISLATIVO 28 febbraio 2005, n. 38)により、上場の有無にかかわらず協同組合銀行を含むすべての銀行の連結決算、個別決算にIAS/IFRSが06年1月1日以降適用されることになった。したがって、BCC(単協)にもIAS/IFRSが適用されている。

フランスやドイツと異なり、イタリアの協同組合においては、法律または定款によって規定された特別な場合のみ、組合員は脱退することができる^(注17)とされている。BCCにおいても同様で、基本的に組合員の脱退に関しては、組合側に裁量権があった。

グループの全国連合会であるフェデルカッセによると、特別な場合とは、BCC側の理由によって組合員が脱退せざるを得ないというケースであり、例えばBCCの所在地が変更するなどの例があてはまる^(注17)。もう1つは、組合員の住所変更によるものである。この2つのケースでは、BCCは組合員に出資金を償還することが義務付けられているが、それ以外の脱退時には、出資金の償還についてはBCC側に裁量権がある。

このように、基本的に出資金の償還に関する裁量権がBCC側にあったため、イタリアではIFRIC 2に沿って出資金の償還にかかる規定を変更する必要がなかった。ただし、上記の組合員の住所変更等に基づく脱退時にはBCCに出資金の償還義務があると

いう点は、IFRIC 2 に沿わないとみることもできる。しかし、フェデルカッセによると、会計事務所はその点については特に問題視することはなく、BCCにおける組合員の出資金はすべて資本として分類することが認められているとのことである。

(注17) 銀行法によりBCCの組合員は管内に居住あるいは事業の場所を有する、あるいは継続的な活動に従事していることが求められている。

(5) オランダ

ラボバンクグループは、グループで1つの銀行免許を与えられており、グループでの連結決算を行うことが求められているため、単協においてもIAS/IFRSの適用が行われている。

しかし、歴史的にオランダの協同組合には、他の国で一般に協同組合にみられる組合員出資金というものが存在しなかった。現在でも、ラボバンクグループの単協において、組合員は出資を行うことなく、一人一票の議決権を得ることができる。

したがって、ラボバンクグループの単協では他の協同組合銀行にみられる組合員の出資金が存在しておらず、IFRIC 2 を受けての対応も必要ではなかった。

(6) オーストリア

オーストリアでは、単協は中央機関等とは連結決算を行っておらず、単協にはIAS/IFRSが適用されていない。また、単協では、IFRIC 2 を受けての定款の修正も行っていないとのことである。

4 IASBとFASBのコンバージェンスをめぐる最近の動き

先に述べたとおり、IASBは米国の基準設定主体であるFASBと02年10月に米国基準とIAS/IFRSとのコンバージェンスについて同意しており、その作業を進めている。資本と負債の区分に関しては、IASBとFASBは修正共同プロジェクトとして取り組んでいる。

FASBは07年11月に、金融商品のうちどれを資本に分類するかに関する基準を示す「予備的見解：資本の特徴を有する金融商品」^(注18)を公表した。ここでは、基本的所有アプローチ、所有決済アプローチ、期待結果再評価アプローチの3つのアプローチが示されているが、FASBは、基本的所有アプローチを支持し、詳細に説明している。

基本的所有アプローチでは、基本的所有商品のみが資本に分類されるが、それは、「当該金融商品を判定する日に発行者が清算されると仮定した場合、最劣後であり、かつ、高優先順位の請求権が支払われた後に残る残余資産に対する比例的請求権を持つものとされる。また、償還可能な金融商品であっても、償還額が発行体の純資産に対する持分と同じであり、かつ、高い優先順位を持つ請求者の請求権を減額するような償還が契約条項によって禁止されている場合には、基本的所有商品とすることができ^(注19)る」。

こうした考え方は、05年に公表されたマイルストーンドラフトから示されていたが、これに基づく、協同組合の出資金は通常額面価格で償還されること、欧州では一般的に清算時に残余資産を組合員に分配することが法律で禁じられていることから、出資金は資本ではなく負債に分類されることとなる。したがって、欧州の協同組合陣営は、基本的所有アプローチには賛同していない。

欧州では、FASBの基本的所有アプローチに代替するアプローチとして、ロス・アブソープション・アプローチが提唱されている。これは、ドイツの基準設定者を中心にEACB等も参加して開発されたもので、欧州財務報告助言者グループ（European Financial Reporting Advisory Group、以下「EFRAG」）が08年1月に公表したディスカッションペーパー「負債と資本の分類」^(注20)に詳細が示されている。このアプローチでは、資本と負債を区別する唯一の基準を、損失を負担するかどうかにおいており、その基準に従えば欧州のすべての協同組合の出資金は資本として分類することが可能である。

既に欧州では、EACBが中心となって、基本的所有アプローチではなく、ロス・アブソープション・アプローチを採用することをIASB等に働きかけ始めている。また、ICAの国際会計基準ワーキンググループでもこのアプローチの支持を打ち出す予定である。現時点では、まだ代替的なアプローチとしてのロス・アブソープション・アプ

ローチの認知度が高まりつつある段階だとのことである。

08年2月にIASBは、FASBの予備的見解に対するIASBの独自の質問事項を含めた「コメントのお願い」^(注21)を公表した。そのなかの「導入」部分で、EFRAGから「負債と資本の分類」が公表されたことが触れられているが、これは読者に代替的なアプローチの提案を知らしめるものであり、IASBがこのアプローチについて議論をしてきたわけではないと注記されている。

今後、協同組合陣営のロビー活動は状況に応じて戦略的に進められるとみられるが、おそらくロス・アブソープション・アプローチを優先的に推進し、次いでIFRIC 2の有効性維持を訴えかけていくと考えられる。また、協同組合銀行の場合は、会計上、出資金がどのように分類されようと、今後も継続して組合員の出資金をTier1に算入することが認められるように規制当局に訴えていくものとみられる。

協同組合の実態に即して出資金に関する会計上の取扱いがなされるためには、引き続き世界中の協同組合が力を合わせてこの問題に取り組んでいく必要がある。

(注18) FASB, "PRELIMINARY VIEWS Financial instruments with characteristics of equity" http://www.fasb.org/draft/pv_liab_and_equity.pdf

(注19) http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/20080122_075.phpより引用。

(注20) "Distinguishing between Liabilities and Equity", http://www.efrag.org/files/ProjectDocuments/PAAinE_DP_Equity-Liabilities.pdf

(注21) IASB, "DISCUSSION PAPER Financial Instruments with Characteristics of Equity Invitation to Comment",
http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/AE2FC463-BB40-4835-8805-13E44BBFE96F/0/dp_financial_instrumentsfeb2008_186.pdf

<参考文献>

- ・明田作(2005)「協同組合の資本問題と会計制度 - 協同組合の資本と会計面から協同組合の本質を探る 座長問題提起」『協同組合研究』第24巻第1号・春季号, 3月
- ・荒巻浩明(1997)「会計制度の国際基準への移行を巡る動き」『農林金融』3月号
- ・内田多喜生(2004)「協同組合資本を巡る議論について - 国際会計基準IAS32号改定における出資金の取扱いと協同組合陣営の対応 - 」『調査と情報』7月号
- ・栗本昭(2004)「協同組合のアイデンティティを脅かす国際会計基準の改定提案」『ニューズレター協同金融』No.53, 2月

- ・国際会計基準審議会(2007)『国際財務報告基準(IFRSs)2007』日本語訳監修:企業会計基準委員会/財団法人財務会計基準機構, 12月
- ・齋藤敦(2005)「国際会計基準の動向と協同組合への影響」『協同組合研究』第24巻第1号・春季号, 3月
- ・堀越芳昭(2005)「協同組合「資本」の基本的諸課題 - 出資金の負債性と資本性を中心に」『協同組合研究』第24巻第1号・春季号, 3月
- ・堀越芳昭(2004)「国際会計基準と協同組合の出資金をめぐる最新動向」『いのちとくらし研究所報』第8号, 8月
- ・松崎良(2005)「企業会計基準と協同組合会計」『協同組合研究』第24巻第1号・春季号, 3月
- ・山田辰巳(2008)「IASB会議報告第75~76回会議」『会計・監査ジャーナル』第634号, 5月
- ・Deltilleux, Jean-Claude & Naett, Caroline (2006) "Cooperatives and International Accounting Standards: The case of IAS32", Recma, 10月

(主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)

刊行のお知らせ

農林漁業金融統計2007

A4判, 194頁
 頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編 集...株式会社農林中金総合研究所
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03 3243 7318
 FAX 03 3270 2658

発 行...農林中央金庫
 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部
 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03 5295 7580
 FAX 03 5295 7196

発行 2007年12月

欧州の協同組合銀行グループの 相互援助制度と一体性

オランダ，ドイツを中心に

〔要 旨〕

- 1 欧州の協同組合銀行グループには，銀行の破綻を防ぐための相互援助制度を持つものが多い。グループを相互援助制度の有無と法律による規定によって分類すると，第1は，法律に規定された相互援助制度を持つグループ，第2は，法律に規定されていない相互援助制度を持つグループ，第3は，相互援助制度を持たないグループとなる。
- 2 相互援助制度とグループの一体性には密接な関係があり，プルーデンス規制や格付では，相互援助制度の強さに加え，中央機関による会員銀行の監督，グループ連結等一定の条件を満たす場合に，グループを一体とみなしている。
- 3 第1に分類されるラボバンク・グループでは，相互援助制度は金融監督法に規定され，中央機関が会員銀行を監督，連結を実施していることで，銀行監督上1つの金融機関とみなされ，銀行免許はグループに1つ，プルーデンス規制はグループ全体に対して行われている。
- 4 第2に分類されるドイツ協同組合銀行グループの相互援助制度は，グループ内の預金取扱金融機関を会員とする預金保全機構を中心に運営されている。グループは自発的に連結財務諸表を公表しているが，相互援助制度は法律に規定されておらず，中央機関が会員銀行の監督権限を持たないなど，ラボバンク・グループに比べ，一体性は弱い。
- 5 最近の動きとして注目されるのは，ドイツ協同組合銀行グループで，預金保全機構での基金の集中や全国機関の権限強化，統一的リスク管理システムの開発，会員銀行に対する格付に応じた会費格差など，実質的に一体性を強化していることである。また，第3の分類であるイタリアのBCCグループは，ドイツの預金保全機構を手本とした相互援助制度を導入するプロジェクトを進めている。
- 6 一方で，プルーデンス規制においてグループ内会員向け与信についてのリスクウェイト0%の適用やグループ格付の開始など，相互援助制度が法律で規定されておらず，中央機関が会員銀行を監督していない場合にも，グループを1つの金融機関として取り扱う枠組みが登場している。協同組合銀行側の一体性強化に加え，銀行規制における内部管理重視の方向性を反映したものとして注目される。

目次

はじめに

- 1 相互援助制度の分類
- 2 相互援助制度とグループの一体性の関係
 - (1) プルーデンス規制
 - (2) 格付
 - (3) 一体性を評価する基準
- 3 ラボバンク・グループのクロスギャランティー・スキーム
 - (1) グループの概要
 - (2) クロスギャランティー・スキーム
 - (3) ラボバンク・グループの一体性
- 4 ドイツ協同組合銀行グループの預金保全機構

- (1) グループの概要
 - (2) 預金保全機構
 - (3) ドイツ協同組合銀行グループの一体性
- 5 相互援助制度に関する最近の変化
 - (1) ドイツ協同組合銀行グループの預金保全機構改革
 - (2) BCCグループの金融機関保護基金創設
- ### むすび
- (1) 相互援助制度の多様性
 - (2) 一体性強化の動き
 - (3) プルーデンス政策における相互援助制度の位置づけ

はじめに

欧州では、多くの国で1つまたは複数の協同組合銀行グループが形成されているが、マーケットシェアの高さや健全性などによって強い存在感を示すグループもある。

欧州の協同組合銀行グループの特徴の1つは、相互援助制度を導入しているグループが多く、かつそれらが強い存在感を示す場合が多いことである。Kollbach/Benna (2008)によれば、2005年末時点でEU加盟国とスイスのうち8か国11協同組合銀行グループが、破綻防止を目的とした相互援助制度 (mutual support scheme aiming at insolvency prevention) を持っている。また強固な相互援助制度を持つラボバンク・グループやOPバンク・グループ、クレディ・アグリコル・グループは、ダブルA以上の高い格付を取得している。

本稿では、相互援助制度、すなわち銀行

の経営破綻を防ぐために経営難に陥った協同組合銀行を同じグループ内で資金援助等を行い支援する制度を分析の中心とし、またこの制度と密接に結びついているグループの一体性について言及する。

相互援助制度およびグループの一体性の具体的事例としては、ラボバンク・グループ(オランダ)、ドイツ協同組合銀行グループ(ドイツ)、信用協同組合銀行(以下「BCC」)グループ(イタリア)^(注1)を取り上げる。

(注1)以下の記述は主に、ラボバンク・グループについてはラボバンク・ネーデルランド、ドイツ協同組合銀行グループについてはBVRおよびDZBANK、BCCグループについてはフェデルカッセへの聞き取り調査による。

1 相互援助制度の分類

欧州の協同組合銀行グループを相互援助制度の有無、および相互援助制度の法律との関係によって、3つに分類した(第1表)。

第1の分類は、法律に規定されており法

第1表 相互援助制度による欧州の協同組合銀行グループの分類

第1	法律に規定された相互保証制度を持つ	・ラボバンク・グループ(オランダ) ・OPバンク・グループ(フィンランド) ・クレディアグリ・グループ(フランス)等
第2	法律に規定されていない相互援助制度を持つ	・ドイツ協同組合銀行グループ(ドイツ) ・カハ・ルーラル・グループ(スペイン) ・ライファイゼンバンク・グループ(オーストリア) ・フォルクスバンク・グループ(オーストリア)等
第3	相互援助制度を持たない	・BCCグループ(イタリア) ・庶民銀行グループ(イタリア)等

資料 Kollbach/Benna(2008), Fitch Ratings(2006b)に基づき, 筆者作成

(注2)
的拘束力を持つ相互援助制度を有するグループであり、オランダのラボバンク・グループ、フィンランドのOPバンク・グループ、フランスのクレディ・アグリコル・グループなどが含まれる。

第2は、法律には規定されていないが、相互援助制度を持つグループであり、ドイツ協同組合銀行グループ、スペインのカハ・ルーラル・グループなどが含まれる。

第3は、相互援助制度を持たないグループであり、イタリアのBCCグループ、同じく庶民銀行グループなどが含まれる。

EUの全加盟国では、1994年の預金保険制度に関するEU指令(94/19/EC)によって、預金保険制度の導入・承認と、預金取扱金融機関の同制度への加盟が義務付けられた。しかし、例外として、預金保険制度と同等以上の預金者への保護を提供する、金融機関そのものを保証する制度に加盟している金融機関については、加盟国は預金保険制度への加盟を免除することができるとした。ドイツの国内法では、協同組合銀行グループと貯蓄金庫グループについて預金保険制度への加盟を免除している。

(注2) 分類の参考としたKollbach/Benna(2008), Fitch Ratings(2006b)では、相互保証制度(Cross Guarantee Schemes)あるいはCross-Guarantee Mechanismsという言葉を使っている。これと相互援助制度との違いが明確でないことと、相互援助制度の方がより広い概念であると思われることから、本稿では相互援助制度で統一する。

2 相互援助制度とグループの一体性の関係

グループの一体化の強弱を評価する視点としては、中央集権的か地方分権的かというグループ内のガバナンスやグループ戦略の一体的運営という視点もあるが、本稿では、グループ全体でグループ内の銀行の健全性維持や破綻防止に取り組むという視点から考える。その中核になるのが相互援助制度である。

相互援助制度とグループの一体性の関係は、プルーデンス規制と格付会社の銀行グループに対する評価に明確に現れている。両者とも相互援助制度の存在を中心に一定の条件を満たす場合に、グループを一体とみなしている。

(1) プルーデンス規制

まず、EU加盟国のプルーデンス規制の基準となるEU(EC)の銀行指令について、協同組合銀行グループの一体性と関連する部分をみてみよう。

1977年のECの第1次銀行指令(77/780/EEC)第2条第4項は、以下の条件を国内

法が規定していれば、中央機関の監督する
会員銀行は、必要な自己資本の個別保有、
金融機関の設立申請、流動性や支払能
力監視のための比率の適用、の除外とした。

その条件とは、中央機関と会員銀行が
連帯責任を負う、または、中央機関によっ
て会員銀行の契約が完全に保証されてい
る。中央機関と会員銀行の支払能力と流
動性が、連結会計に基づいて全体として監
視されている、中央機関の役員会が会員
銀行の役員会に指示する権能を与えられ
ている、というものである。現行の06年の
EU銀行指令（2006/48/EC）第3条もほぼ
同様の内容となっている。

すなわち、EU加盟国では、中央機関
と会員銀行が連帯責任を負っている（もし
くは中央機関による会員銀行の保証）、連
結ベースで支払能力と流動性の監視が行わ
れている、中央機関が会員銀行に対する
監督、指示の権能を有する、加えて、こ
れらが国内法に規定されていることによっ
て、金融監督当局から、中央機関とその会
員銀行はプルーデンス規制上一体とみなさ
れている。

さらに、06年のEU銀行指令第80条第8
項では、同一の金融機関保護制度（institu-
tional protection scheme）に加盟する金融
機関は、以下の条件を満たす場合に会員向
け与信について自己資本規制上のリスクウ
ェイト0%を適用できることとなった。

その条件とは、金融機関保護について、
特に必要な場合に経営破綻を避けるための
流動性と支払能力を保証する契約上または

法定上の責任についての協定の存在、い
つでも利用できる基金により金融機関保護
制度が必要な支援を実施することが可能、
リスクとその影響を監視し分類する適切
かつ統一的に規定されたシステム、金融
機関保護制度全体のリスク審査と会員銀行
への伝達、制度全体の連結報告書、ある
いは合算報告書の作成と公表、会員の脱
退に24か月以上の事前予告を義務付け、
自己資本のマルチギヤリングの禁止、同
様の事業形態を持つ広範な会員銀行を基盤
とする制度、などである。

（2）格付

通常、格付会社の格付は一法人に対して
行われているが、相互援助制度に加入して
いる銀行グループに対しても、格付を行う
場合がある。

例えば、格付会社Fitch Ratingsでは、
法律上の裏づけのある相互援助制度を持つ
金融機関グループに対して従来より格付を
行ってきた。さらに、最近では、法律上の
裏づけのある相互援助制度を持たない金融
機関グループに対しても、一定の条件を満
たす場合には格付を行っており、それがグ
ループ格付である。その条件は、監査済
みの連結財務諸表、共通の経営および戦
略上の目標、統一的なリスク管理システ
ム、強固な相互援助制度、銀行規制当
局がグループを一般的な銀行グループと同
様に扱う、などである。^{（注3）}

（注3）Fitch Ratings（2006b）による。

(3) 一体性を評価する基準

本稿では、金融機関の健全性を保護するという意味での一体性を評価する基準として、相互援助制度の有無と強さ、中央機関による会員銀行の監督、リスク管理、連結、を取り上げる。

これらは、次のようなロジックによって、全体としてグループの一体性の程度を表すと考え。すなわち、相互援助制度によって生じる可能性があるモラルハザードを防ぐためには、中央機関が会員銀行の監督・検査を行う権限を持ち、かつ日常的にグループ内のリスク管理を行うことが必要である。また連結によってグループを1つの金融機関としてグループ内で監視するとともに、グループ外にも1つの金融機関としての姿を開示することが、銀行監督上および市場規律上必要である。

相互援助制度の強さとは、経営破綻を防ぐため、必要なときに必要な支援が行われることが担保されていることであり、具体的には、[Ⓐ]制度が法律に規定されているか、[Ⓑ]グループ内の支援に上限があるか、が基準になる。

以下では、第1の分類に属するラボバンク・グループと第2の分類に属するドイツ協同組合銀行グループについて、その相互援助制度を中心に紹介し、それとともに上記の ~ の基準についても取り上げる。

3 ラボバンク・グループのクロスギャランティー・スキーム

(1) グループの概要

まず、法律に規定された相互援助制度を持つラボバンク・グループを取り上げる。

ラボバンクの歴史は1890年代の後半にさかのぼることができる。各地に農業信用協同組合が設立され、1898年には協同中央ライファイゼンバンク(Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Bank)と協同中央農業信用銀行(Coöperatieve Centrale Boerenleenbank)の2つの中央機関が設立された。2つの中央機関が合併したのは、1972年であり、2系統の名前をあわせてラボバンク(Rabobank)という名称となったのは、1980年である。

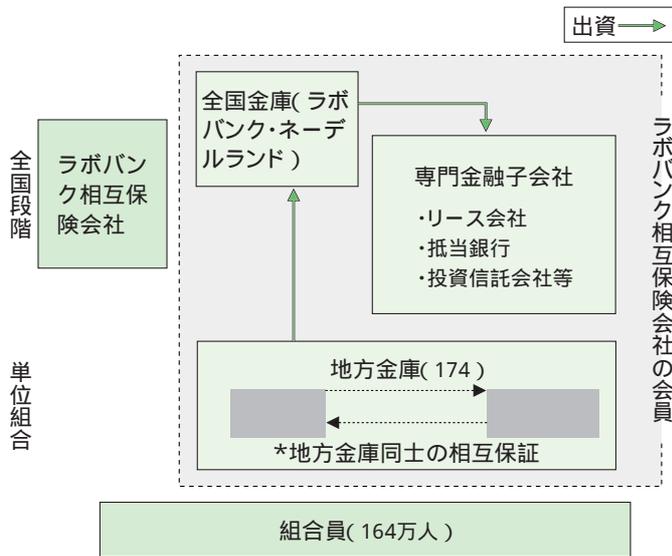
ラボバンク・グループの系統組織は、中央機関である全国金庫(ラボバンク・ネーデルランド)とその会員銀行である174の地方金庫(ローカル・ラボバンク)と中央機関の子会社である多くの専門金融子会社からなる(第1図)。

(2) クロスギャランティー・スキーム

ラボバンクのホームページや年報では、その相互援助制度をクロスギャランティー・スキーム(Cross-Guarantee Scheme)と称している。

このクロスギャランティー・スキームは2つの段階からなる。第1段階は地方金庫がリスクを相互に保証する制度であり、第2段階は全国金庫、地方金庫と全国金庫の

第1図 ラボバンク・グループの組織と相互保証制度



出典 齊藤(2006), ラボバンクホームページ
http://www.rabobank.com/content/images/OrganigramUK_tcm43-46237.pdf

子会社が、破綻懸念のある銀行を相互に保証する制度である。

第1段階は、さらに3つの損失保証システムからなる。まず、ラボバンク・ネーデルランドによって規定された融資に関する損失を対象にして、融資1件ごとに損失の一定金額を控除したのちの一定割合を補填するシステムがある。^(注4) また、一般銀行リスク準備金を超える金融損失を対象にした損失保証システムがあり、さらに、金融以外の銀行業務によるリスクを対象とした損失保証システムがある。3つのシステムとも全国金庫が、地方金庫への交付金の支払いを決定する。必要な場合には全国金庫が流動性の供給を行うが、損失を分担するのは地方金庫である。

第2段階は、全国金庫、地方金庫および全国金庫の3つの子会社(デ・ラーゲ・ランデン<リース会社>、ラボハイポシーク・

バンク<抵当銀行>、シュレットレン<投資信託会社>)を会員とするラボバンク相互保険会社による保険である。保険金支払いの対象は、破綻懸念のある、すなわち欠損を生じた会員であり、相互保険会社が保険金支払いを決定し、保険金は相互保険会社から支払われる。保険金支払後、各被保険者の最低自己資本必要額を分担の基準として、全被保険者が保険金を分担する。また分担の最大限度は各会員の自己資本である。

制度導入以来、第1段階の制度によって、地方金庫の経営は維持されており、第2段階の相互保険会社による保険金は支払われたことはない。

(注4) 具体的な数字をあげると、11万4千ユーロまでの損失は、損失が発生した地方金庫が自身の引当金で処理する。11万4千ユーロ超900万ユーロまでの損失については、そのうちの20%は当該地方金庫、残りの80%を他の地方金庫全体で負担、900万ユーロ超の損失については、15%を当該地方金庫、85%を他の地方金庫全体で負担する。

(3) ラボバンク・グループの一体性

ラボバンク・グループの特徴の一つはその一体性の強さである。

前述のように、ラボバンク相互保険会社を通じた保険の分担金の上限は各銀行の自己資本であり、実質的に支援の上限が設定されていないことに等しい。さらに、グループは連結し、全国金庫は地方金庫を監督・検査する権限を持ち、その結果として銀行免許はグループに1つ与えられ、自己資本規制等のブルーデンス規制はグループ

全体に対するものである。またグループ全体のリスク管理も全国金庫によって行われている。

以上は、オランダの06年金融監督法に基づいている。同法では、中央機関とその会員銀行が連帯して相互に責任を負う、または中央機関が加盟金融機関の責任を保証する、中央機関は、法令順守に対して求められる会員銀行への指示を与える適切な権能を有している。支払能力と流動性について、中央機関と会員銀行の監督は連結ベースで行われている、という条件を満たした場合に、中央機関に加盟する銀行が、オランダ中央銀行の監督から除外されるとしており、77年のECの第1次銀行指令とほぼ同じ内容である。

歴史的な経緯をみると、前述の77年の第1次銀行指令に準拠した78年のオランダの金融システム監督法に基づいて、ラボバンク・グループでは、80年にクロスギャランティー・スキームの導入を決定した。これを受けて、第2段階のラボバンク相互保険会社が80年に設立され、第1段階の3つの損失保証システムが82年に導入された。

ただし、ラボバンク・グループの相互援助制度の原型は、72年の2つの系統の統合前から存在したということである。また、53年には全国金庫に地方金庫の流動性と支払能力の監督が中央銀行から委任されており、連結決算も54年から行われている。これらが77年のEC第1次銀行指令や78年のオランダの金融システム監督法に何らかの^(注5)影響を与えた可能性もあると考えられる。

2つの段階の4つのシステムからなる、ラボバンク・グループのクロスギャランティー・スキームは、グループの自発的な制度であるとともに、EC銀行指令およびオランダの金融システム監督法（現行は金融監督法）への対応という2つの側面を持っているといえるだろう。

(注5) Di Salvo (2003)によれば、ベルギーのセラバンクとオランダのラボバンクだけが、77年のEC第1次銀行指令のもとで、当初から支払能力と流動性の比率を連結ベース（全国段階）で適用する資格を持っていた。

4 ドイツ協同組合銀行 グループの預金保全機構

(1) グループの概要

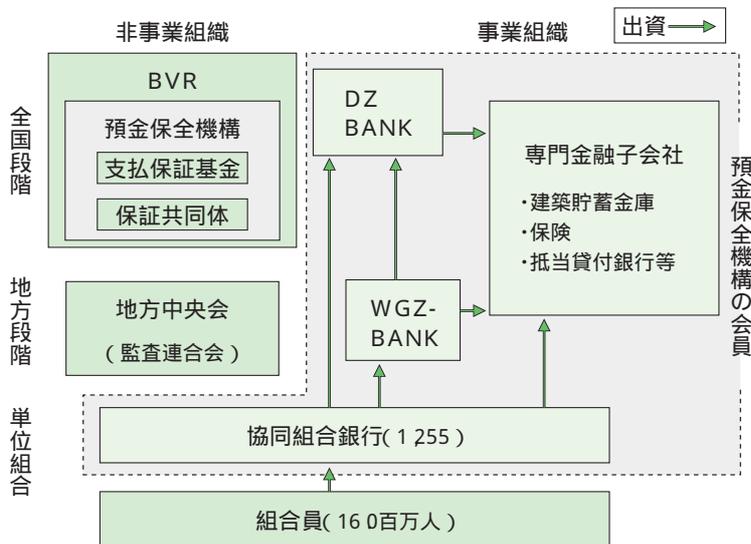
次に第2の分類に含まれる、ドイツ協同組合銀行グループについてみることにする。

ドイツ協同組合銀行グループは、第2図のとおり、フォルクスバンク、ライフアイゼンバンクなどの単協と、非事業組織の連合会として地域中央会、全国中央会(BVR)、事業組織の連合会として1つの協同組合中央銀行(WGZ-BANK)、1つの全国機関(DZ BANK)があり、および連帯企業とよばれるグループの専門金融子会社からなる。

(2) 預金保全機構

ドイツ協同組合銀行グループの相互援助制度は、BVRが運営する預金保全機構を中心である。預金保全機構は1930年代に創設されて以来、70年以上にわたって破綻銀行を出していない。

第2図 ドイツ協同組合銀行グループの組織と預金保全機構



出典 斉藤(2006), BVR(2006)
 (注) 専門金融子会社のうち預金保全機構の会員は預金取扱金融機関のみ。

預金保全機構の会員はグループ内の預金取扱金融機関であり、単協だけでなく、DZ BANK、WGZ-BANKおよび連帯企業のうち建築貯蓄金庫や抵当貸付銀行も会員である。

預金保全機構は、経営悪化銀行への支援を目的とし、支払保証基金と保証共同体の2つのシステムからなる。支払保証基金とは、年会費を会員から徴収し、経営悪化銀行に対して、貸出、補助金、保証のいずれかの形態で支援を行うものである。保証共同体は会員銀行との間で保証量についての保証契約を結び、それに基づき、経営悪化銀行に対する保証にあてるものである。

預金保全機構の会費の基本徴収率は、顧客に対する債権、保証による偶発債務、スワップ・先物等にかかるリスクアセット等の信用供与額の0.05%（抵当銀行と建築貯蓄金庫は0.0037%）であり、上限はその4倍、

0.2%（同0.0148%）となっている。また、会員銀行が保証契約を結ぶ保証共同体の保証量は基本徴収率の8倍である。これらは、預金保全機構の定款で規定されている。

(3) ドイツ協同組合銀行グループの一体性

預金保全機構は法律に規定されておらず、会員銀行の支援には上限が設けられている。グループの中央機関であるBVRは会員銀行の監督・検査

の権限を持たない。リスク管理もグループ全体では行われていない。連結決算は法律に規定されていないが、自主的に03年分から監査済み連結報告書を公表している。

ラボバンク・グループでは、相互援助制度を含めて一体性を判断する基準すべてを満たしていたのに対して、ドイツ協同組合銀行グループの場合には、相互援助制度が存在することと連結を実施していること以外は基準に当てはまらない。

5 相互援助制度に関する最近の変化

最近の変化として注目されるのは、相互援助制度の分類により、第2の分類に属するドイツ協同組合銀行グループで、相互援助制度を強化する動きがあり、第3の分類に属するイタリアのBCCグループでは、相

互援助制度を創設する動きがあることである。

また、前述のとおり、プルーデンス規制におけるグループ内会員銀行向けと信についてのリスクウェイト0%適用や、グループ格付にみられるとおり、相互援助制度が法律に規定されていない場合にもグループを1つの金融機関として取り扱う枠組みが登場している。

(1) ドイツ協同組合銀行グループの 預金保全機構改革

預金保全機構の定款は、2000年以降では、01年と04年に大幅に変更されている。01年の定款の変更点の主なものは次の3点である。^(注6)

第1に、預金保全機構の会員銀行の注意義務を具体的に規定した。その内容は、適切なリスク管理、リスク管理のための体制整備、BVRの指針や勧告の遵守に加え、特に預金保全機構の目的に合致しない、危機的状况をもたらすリスクを伴う業務運営の詳細をあげている。

第2に、必要な情報や資料をBVRに対して提供することを義務付けた。会員銀行からBVRに対して提供するだけでなく、連邦金融監督庁、ドイツ連邦銀行、監査人、DZ BANK、監査連合会、計算センターが会員銀行の情報をBVRに対して提供することを、会員銀行が承認することも含まれている。

第3に、破綻の予防措置を規定した。会員銀行の業務政策が注意義務の規定に合致

しない場合に、BVRおよび監査連合会は、銀行に対して業務政策の変更や新たな再建計画を立案させることができ、また、役員の変更など人事面の要求もできる。

これらの変更は、会員銀行の経営悪化を未然に防止する措置が強化されたということとともに、BVRの権限の強化でもある。

04年の定款変更の主要なものは次の2点である。

第1に、会員銀行の格付を行い、これによって預金保全機構への会費徴収率に格差をつけた。前述の基本徴収率はすべての会員に当てはまるが、各会員に対する格付(A+, A, B, C, D)によって、基本徴収率に90%から140%まで5段階の掛け目を掛けて、実際の会費徴収率が算出されることとなった。格付は、資本、収益、リスクに関する8指標によって計算される。また、この格付によってB以下に分類された銀行はさらにリスク状況について詳細に調査・分析が行われたのち、支援の必要性に応じて改めて分類され、それに基づいて具体的な支援が行われる。

第2に、監査連合会ごとに管理されていた支払保証基金資金と保証共同体の保証総量をすべてBVRに集中させ、また問題銀行の支援もBVRが統一的行うこととなった。

改正前は、基金の資金および保証総量の管理と支援は地域ごとの運営が中心であった。すなわち、支払保証基金については、各地域の監査連合会がその会員銀行から会費の90%を信託的に管理し、BVRが監査連合会の会費の10%とその他の銀行の会費を

管理していた。また、保証共同体の保証総量も監査連合会の会員銀行分は監査連合会が、その他の銀行分はBVRが管理していた。

監査連合会の会員銀行が支援を必要とする場合には、まず所管監査連合会が信託的に管理する基金から支援し、それで十分でないときに、当該監査連合会の他の会員銀行から年間会費の50%を上限とする特別会費が徴収され、それでも十分ではない場合に、BVRが管理する基金、さらに他の監査連合会が信託的に管理する基金から補填が行われた。その他の銀行はBVRの管理する基金により支援され、それが十分でない場合には、監査連合会の信託的に管理する基金から支援が行われる。

支払保証基金資金が不足する場合に保証共同体による保証が行われるが、監査連合会の会員銀行については各監査連合会の保証総量が使われ、その他の銀行についてはBVRが管理する保証総量に対応することとされていた。

04年の格付に応じた会費の格差付けは、各金融機関のリスク軽減へのインセンティブであり、またBVRによる管理・運営への一本化という意味でも、01年の改正と同じ方向づけを持つ改正といえるだろう。

さらに、これらの預金保全機構改革は実質的にグループの一体性を強化するものといえよう。まず、中央機関の監査・検査権限については、上記の預金保全機構改革でBVRの権限は強化された。具体的には、会員銀行の経営情報のBVRに対する報告が義務付けられており、また役員人事の変更や

再建計画の作成など問題銀行の経営悪化を未然に防ぐ措置をとることも可能となっている。グループ全体のリスク管理は行っていないが、統一されたリスク管理システムであるVRコントロールシステムが開発され、多くの銀行で利用されていること、各銀行に対する格付が、それに代替するものといえよう。さらに、03年からは連結報告書が公表されるようになった。

上記のような預金保全機構改革を中心とした一体性強化の取組みを経て、ドイツ協同組合銀行グループは05年には格付会社Fitchからグループ格付を取得した。また06年のEU銀行指令は07年にドイツ国内法に反映されて、グループ内のエクスポージャーに対するリスクウェイト0%が、ドイツ協同組合銀行グループに適用された。

(注6) BVR(2000)による。

(2) BCCグループの金融機関保護基金創設

重頭(2007)によれば、イタリアのBCCグループは3段階の系統組織からなり、05年現在439の協同組合銀行があり、地域段階には15の地域連合会と2つの地域中央銀行、全国段階には全国連合会フェデルカッセと中央銀行イックレア・バンカおよびその持株会社イックレア・ホールディング等がある。

イタリアの預金保険制度は、BCCを除くすべての銀行を会員とする預金保証基金とBCCを会員とする預金保証基金の2つから成り立っており、両者とも強制加入である。

BCCグループは相互援助制度を持たず、後者の預金保証基金にすべてのBCCが加入している。預金保証基金からは、破綻銀行の預金者1人あたり最大10万3千ユーロが支払われるほか、問題銀行に対する経営改善のための信用供与等も行われている。預金保証基金は、フェデルカッセから独立した組織ではあるが、理事長はフェデルカッセの理事長が兼務するなど両者は密接な関係を持ち、またイタリア中央銀行の代表も参加して、イタリア中央銀行がその活動に深く関与している。

加えてBCCグループでは、各BCCが発行する債券の保有者を保護する債券保証基金を自主的に創設し、05年1月から運営を開始した。債券の利回りがよく販売が好調なため、BCCの資金調達約4割を債券が占めている。債券保証基金への加入は任意であり、加入していないBCCもある。

最近の動向として注目されるのは、債券保証基金を、金融機関を保護する基金に変更するプロジェクトが進んでいることである。ヒヤリングによれば、ドイツの協同組合銀行グループの預金保全機構をモデルとした制度であり、各BCCへのグループ内での格付に応じて会費に格差を付け、また、問題銀行に対する支援には上限が定められる予定である。

単協が連合組織に加盟しなくてはならないという法律上の規定がないなど、BCCグループは、ドイツの協同組合銀行グループ以上に単協の自律性が強く地方分権的であるといえる。しかし、近年では、グループ独

自の基金として債券保証基金を創設し、その基金が銀行を監視し問題銀行に早期に介入できるようになったほか、統一的なリスク管理システムの導入や共通商品の利用の拡大など、一体性を強化する方向にある。^(注7)

こうした一体性強化の取組みの1つとして、上記の金融機関保護基金の創設、すなわち相互援助制度の導入が準備されており、これによってグループ格付の取得やグループ内取引のリスクウェイト0%の適用を目指している。

(注7) Fitch Ratings (2006 a) による。

むすび

3つの点を指摘して、むすびとしたい。

(1) 相互援助制度の多様性

第1は、欧州の協同組合銀行グループの相互援助制度が多様なことである。

ラボバンク・グループ、ドイツ協同組合銀行グループにおける一体性評価の基準について、とりまとめたのが第2表である。ラボバンク・グループは、すべての項目が一体性の強さを表しているのに対して、ドイツ協同組合銀行グループは、相互援助制度が存在し、連結も自発的に行っているものの、これらの項目の詳細もまた他の項目についても、ラボバンク・グループとは大きく異なっている。

さらに、相互援助制度の具体的な仕組みをみると、ラボバンク・グループでは、地方金庫相互の損失保証制度と損害保険会社による保険であり、一方、ドイツ協同組合

第2表 ラボバンク・グループとドイツ協同組合銀行グループの一体性

	ラボバンク・グループ	ドイツ協同組合銀行グループ
相互援助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に規定 ・分担金の上限は自己資本 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上規定されず ・会費の上限は信用供与額の0.2%
中央機関による会員銀行の監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ラボバンク・ネーデルランドに会員銀行の監督権限がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・BVRに監督権限はない ・預金保全機構でBVRの権限強化
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ラボバンク・ネーデルランドがグループ全体のリスク管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ全体のリスク管理は行われていない ・統一的风险管理システム開発 ・会員銀行に対する格付を実施し、それに基づき預金保全機構の会費に格差
連結	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき連結 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上規定はない ・2003年から自発的に公表

資料 筆者作成

銀行グループの場合には、支払保証基金と保証共同体という2つのシステムからなる預金保全機構である。

このような違いは、グループや相互援助制度の歴史的経緯、中央集権や地方分権についてのグループの基本的姿勢、法制度等を反映したものと考えられる。

(2) 一体性強化の動き

第2は、近年、相互援助制度を中心にグループの一体性を強化する傾向がみられることである。この背景には、グループ内における制度の効率化やリスク管理の高度化等の必要性が高まっていることとともに、法律や格付手法の変化という外部の制度変更が影響している可能性が考えられる。ただし、一方的な外部からの影響ということではなく、制度変更や適用基準の決定には協同組合銀行グループからの働きかけも影響したと考えられる。

第2表にもみられるように、ドイツ協同

組合銀行グループでは預金保全機構改革を実施、統一的风险管理システムを開発、連結も開始した。BCCグループでは金融機関保護基金の創設が準備されている。ドイツでは、これらの取り組みが、グループ格付の取得やリスクウェイト0%の適用に結びついており、BCCグループにおいても金融機関保護基金の創設等によって、それらの適用を期待している。

(3) プルーデンス政策における相互援助制度の位置づけ

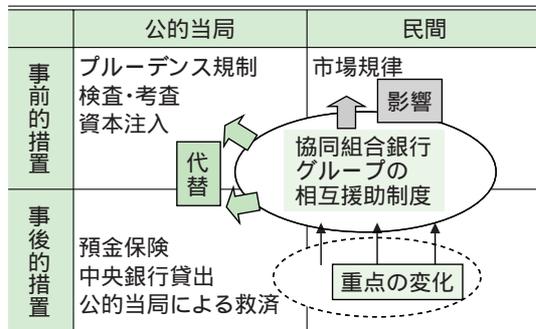
第3は、金融システムの健全性維持という政策上の視点からも、協同組合銀行グループの相互援助制度がカバーする範囲が広がっていると考えられることである。

金融システムの健全性維持の政策であるプルーデンス政策と相互援助制度の関係をみよう。勝(2008)は、プルーデンス政策の主体を公的当局だけでなく民間部門も含めてとらえ、その主体別に、また事前的措施か事後的措置であるかという点から4つに分類している。この枠組みの中に協同組合銀行グループの相互援助制度の位置づけたのが第3図である。

相互援助制度は、民間である協同組合銀行を主体とした事前的措施および事後的措置として機能しており、最近では事前的措施としての機能が強まる傾向にある。

また、一定の条件を満たす場合、グルー

第3図 プルーデンス政策における
協同組合銀行グループの相互援助制度



資料 勝(2008)に基づき筆者作成

プ内の会員銀行に対する公的部門の事前規制と事後規制を、グループの中央機関あるいは相互援助制度が代替する。すなわち、相互援助制度を中心に協同組合銀行グループの一体性が強固な場合には、プルーデンス規制、検査・考査は、グループを1つの金融機関として実施される。また、預金保険制度についても、預金保険制度と同等以上の預金者への保護を提供する金融機関そのものを保証する制度に加盟している金融機関は、公的預金保険制度への加盟を免除されている。さらに、格付会社が、グループを1つの金融機関として格付を行う場合には、市場参加者はグループを1つの金融機関として認識するという意味で、市場規律にも影響している。

このように、協同組合銀行グループの相互援助制度が強固な場合には公的当局の機能を代替するとともに市場規制にも影響しているが、最近の変化として注目されるのは、ドイツの協同組合銀行グループのように相互援助制度が法律で規定されていない場合にも、会員向け与信へのリスクウェイト

0%の適用とグループ格付という、グループを1つの金融機関として取り扱う枠組みが登場したことである。この点からも、プルーデンス政策上、相互援助制度のカバーする範囲はさらに広がっていると考えられる。

これらの制度変更の背景については、協同組合銀行グループ側が実質的に相互援助制度及び一体性の強化を進めてきたことに加えて、金融機関の内部管理を重視するプルーデンス規制の方向性を反映したものと考えられよう。

<参考文献>

- ・BVR(2000)“ Jahresbericht 2000 ”
- ・BVR(2006)“ Consolidated annual accounts of the Cooperative Financial Services Network 2006 ”
- ・Di Salvo, Roberto(2003)“ The Governance of Mutual and Cooperative Bank Systems in Europe ” May 2003
- ・Fitch Ratings(2001)“ The European Cooperative Banking Sector ” November 2001
- ・Fitch Ratings(2006a)“ European Cooperative Banking Integration Continues ” 5 April 2006
- ・Fitch Ratings(2006b)“ Updated Methodology for Assigning Ratings to European Banking Structures Backed by Mutual Support Mechanisms ” 11 August 2006
- ・Kollbach, Walter and Benna, Ralf(2008)“ Protection Scheme of the National Association of German Cooperative Banks ” 26 February 2008, 1st International Cooperative Dialogue の Workshop IV Protection Schemes資料
- ・勝悦子(2008)「金融グローバル化とプルーデンス規制 - バーゼル を中心に - 」黒田晃生編『金融システム論の新展開 機能別分析にみる現状と課題』金融財政事情研究会、2月
- ・斉藤由理子(2006)「グループ格付を取得したドイツ協同組合銀行グループ」『農林金融』1月号
- ・重頭ユカリ(2007)「イタリアの信用協同組合銀行(BCC)」『農林金融』5月号

(主席研究員 斉藤由理子・さいとうゆりこ)

談 話 室

Dear 米本さん

日本の農協の方々へのメッセージ

いつの間にか2008年5月

去る2月、私の人生で第二の故郷になった日本の農協の方々のもとを去り、韓国に戻ってきて前後左右を見回す余裕も無く一生懸命過ごしてみると、韓国農協での私の生活は落ち着きましたが、心の中にぽっかり穴が開いたようで、目を閉じればすぐそこに皆様がいるような気がして、またお会いしたい気持ちで一杯です。みなさんお元気ですか？

(編集注)
米本さん、私の気持ちをまっすぐ伝えてくれる人と信じ、私の温かい思い出のなかにいつもいる、農協共同体で頑張る親しい先輩、同僚、後輩たちに私の挨拶と気持ちを伝えて頂き、韓国農協共同体と日本の農協共同体の架け橋になってくれると信じ、この手紙を送ります。宜しく願いいたします。

(編集注)「米本さん」とは筆者が名付けた架空の人物。

米本さん！

3年前、私が日本語も出来ないまま日本にきて、韓国農協中央会日本事務所長として赴任した時、至らない私にたくさんのことを教えてくれた先輩、同僚、後輩に再び感謝の挨拶を致します。今思い出すと日本で暮らした3年という時間は、私が農協共同体の一員として生活しながら、また人生を通じ最も記憶に残る楽しかった時間でした。

失敗や文化の差を感じながら、たくさんの経験が出来ました。韓国からきたお客様たちを、高級寿司店に連れて行き、間違った日本語で「おすすめ」を「おまかせ」と言い、計算時、高い料金を払わされびっくりしたこと。事務所の近くのラーメン屋でつけ麺の大盛り価格が並みの価格と同じなのに、量も分らず大盛りを注文して苦しみながら食べたこと。しかし食べ物を大事にし、残してはならないという信念から全部食べました。

いつの日か会食で手が届かない食べ物を他の人をお願いして、それを箸から箸で渡してもらい食べました。しかし同席した人たちに驚かれ、葬式の火葬での作法だと聞きました。うどんを食べるときおかずが出てこず、そばにのりを付けると50円することなどを見て、韓国の商業文化との差があるものだと感じたこと。消費文化の差だと思いますが、別々に会計することを見て、財布を出そうか出すまいかとしたことも思い出されます。

米本さん！

何よりも私と皆さん、韓国の農協共同体と日本の農協共同体との間には国民

の永遠の心の故郷，大きな心，母親のやさしさのような温かい農協と農村，農民がいて，言葉が分からなくても通じ合う心を持ち，共通の使命があるのだと思います。皆さんが農協で仕事をし，農村の現場で仕事をし，中央企画部署で仕事をすることは，農業と農村，農民が幸せになることを祈るという点で，私たちに信頼関係を築いてくれました。皆が互いの立場で「農者天下之大本」の精神を実践して行って欲しいです。

米本さん！

私がこれまでお世話になった方々に，挨拶の言葉をかけて頂けたらうれしいです。

韓国の組合長研修や農協の相互交流を通じ，協同組合間の協同の原則を発展させてきた全中の宮田会長，昔から韓国農協に対し，愛情が誰よりも大きく，父親と母親の役割をしてきた加藤会長と保戸塚会長，韓国農協との交流が最も多い日本の農協の組合長であり，200年余り経つ伝統家屋に招待して頂き，食事と宿泊までさせて頂いた，生涯忘れることの出来ない時間を過ごさせて頂いた秦野市農協松下組合長と宮永部長をはじめ職員一同。

また，農協の改革に努め，特に韓国農協キムチの薬味を輸入して「魅力満点」のキムチを作り，韓国農協と日本の農協との協同の原則を自ら示してくれた東西しらかわ農協の鈴木組合長。40年間ソウル農協と交流を続けてきたあおば農協の職員の皆さん。

そして，全中の向井地専務と佐藤さん。どんな質問にも明確に答えてくれた全農の万物博士鈴木さん。経済事業関連業務で多くの協力をしてくれた全農の椎名園芸農産部長と首都圏青果センターの倉田さん。毎年実施している研修にもたくさんの協力と応援をしてくれる全共連の塚谷部長と農林中金の池上部長。業務的な関係よりも，人間関係を深めてくれた日本最高の研究所である農林中金総合研究所の大多和社長。温かい人であり勉強会を設け，韓国農協を農業を理解するため努力し，毎年農民新聞社と交流を続けてきた若槻さんをはじめ家の光協会と日本農業新聞社の多くの方々。多くの方々に言葉にできない程お世話になりました。本当にありがとうございました。

米本さん！

これから私が生きていく間，少しずつ恩返ししていきます。もう蕎麦，うどん，寿司，桜，花火，温泉が懐かしくなり，日本に行かなければならないのではと思います。残念ですが今日はこの辺で筆を置かなければならないようです。再び皆様に感謝し，韓国農協と日本の農協の協力と友情と発展を祈りながら，終わりにしたいと思います。

(韓国農業協同組合中央会 本部支店長 金星勳・キムソンフン)

<金星勳氏は2005年1月～08年2月まで韓国農協中央会日本事務所長として勤務>

合併農協の到達点と課題

大規模化した組織を生かすために

〔要 旨〕

- 1 ピーク時には1万3千組合を超えた農協は、一貫して合併に取り組んできた。かつては、おおむね市町村区域に合わせて組織されていたが、現在では1農協の管内に2.7市町村が含まれ、平均した組合員数も1万人を超える大規模な組織になった。
- 2 合併はそれ自身が目的なのではなく、農協がよくなるための手段である。合併を生かして効果を発揮するための取組みが不可欠である。農協の合併効果は、事業面の効果としては専門性の発揮、スケールメリットの発揮、合理化・効率化、マネジメントの強化、の4点があげられる。また、この他の効果として、組織・事業要件を充足できるようになるという意味での制度面の効果がある。
- 3 農協が合併したことによるメリットは、専門的な事業体制を築いたり、組織・機構の合理化を図る等において、ある程度実現されていることは事実である。しかし一方では、組合員とのつながりが疎遠化すると指摘もあるし、農協が改革を行おうとする場合に組合員の反対に直面することも少なくない。このため、合併効果が十分に発揮できているかどうか、明瞭でない場合が少なくないし、多くの農協では、まだまだ効果発揮のための余地が大きいのが現実だと思われる。
- 4 JAおちいまばり、JA紀南、JAとぴあ浜松、JA北信州みゆきにおける取組事例を紹介する。それぞれの農協は、置かれた条件は異なるが、積極的に合併を生かす努力を積み上げてきている。それは、長い時間と労力を要するものであるが、その成果は、合併にはメリットがあることを明瞭に示している。
- 5 合併を生かすには長い努力が求められ、全国的大型農協にとって、それは今も現在進行形の課題である。また、組合員の高齢化や農村地域経済の弱体化が進むなかで、これに対応するさらに新しい発想と実践が求められている。

目次

はじめに

- 1 農協合併の進展
- 2 農協合併の効果とは
- 3 合併農協の現状をどうみるか
 - (1) 農協合併の特殊性
 - (2) 表れているメリット
 - (3) 表れているデメリット

4 合併農協の取組事例

- (1) JAおちいまばり
- (2) JA紀南
- (3) JAとびあ浜松
- (4) JA北信州みゆき

5 まとめと今後の課題

はじめに

農協発足後、時期によりその進展のスピードに違いはあるものの、農協合併が続けられてきた。合併は、その時々々の環境条件に対応するために進められ、全国および都道府県中央会はその推進において大きな役割を果たし、農林水産省も農業協同組合合併助成法などによって積極的に合併を促進・支援した。

その結果、現在の農協は、かつての村単位にある農協とは、かなり違う姿を持つ、大きな組織に変貌した。そして、現在の農協の多くは、大規模合併を行ってから数年ないし10年程度を経ており、大規模農協としての運営も定着したかにみえる。

しかし、よく指摘されるように、合併効果がよく発揮できているのか、必ずしも明瞭でないケースが少なくないし、一方では、合併に伴うデメリットの存在も指摘されている。合併から年月を経れば経るほど、合併効果発揮のためにやり残したことがある

のかどうかはわからなくなるし、ともすると、現状でよいという判断に陥る傾向も否めない。またさらには、合併すればなんとかなる、というような考え方もあるように思われ、状況が厳しくなるなかで、ひたすらさらなる合併を検討するような気運も一部には感じられる。

しかし、合併は農協がよくなるための手段であるということからは、合併後農協はそれを生かす努力を十分にしたかどうかの検証が不可欠であるし、また、合併するだけでは問題の解決にはならないことも忘れてはならないであろう。

このようなことから、本稿は、まず、農協合併の進展状況を踏まえたうえで、農協合併に期待される効果について改めて整理するとともに、合併農協が現在抱える問題点について筆者なりのまとめを行う。次に、4つのJAを選んで、合併農協としての取組事例をみる。そして最後に、これらを踏まえ、今後の合併農協にとっての課題を検討することとする。

1 農協合併の進展

まず、農協合併の進展を市町村のそれとの対比の下に概観しよう。

1947年の農協法施行後、農協の設立が急速に進められ、50年3月には総合農協数は13,314組合に達した。

一方、わが国の市町村についてみると、明治初期の1883年には、市町村数が71,497にのぼっていた。その多くは、伝統的な地縁共同体としての町村であった。その後、市制・町村制施行に伴い、1889年には市町村数が15,859にまで減少し、近代的な行政機構としての姿を整えていくこととなる。そして、明治後期から昭和初期までは、市町村数はおおむね1万2千前後で安定して推移している。

したがって、戦後設立された農協は、このようにしてわが国で定着した行政機構としての市町村区域に適合することを意識して設立されたものであるといえる。

その後、農協および市町村ともに、合併して減少が続いていく（第1図）。市町村は、1953年に町村合併促進法が施行されてから合併が進展し、56年には4千を下回るまでになった。農協の合併は、1961年に農協合併助成法が施行されて60年代から加速し、70年代半ばには5千組合を下回った。

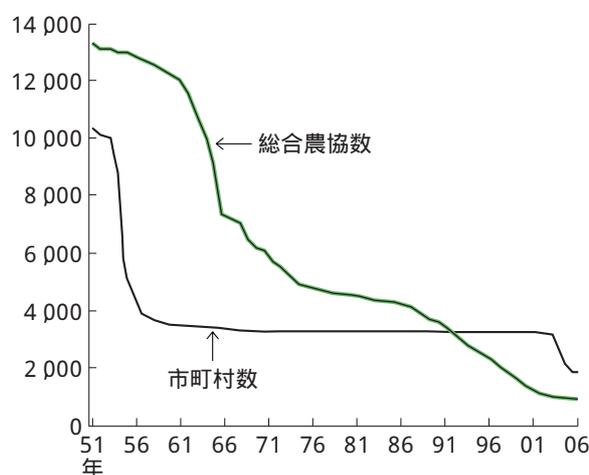
農協はさらに、90年代に入り、金融自由化の進展への対応が求められるなかで広域合併に力を入れるようになり、農協数は市町村数を下回って、複数市町村を管内に持

つ大型合併農協が誕生していく。そして、2000年代に入り、いわゆる「平成の大合併」によって市町村の合併が活発になり、農協数と市町村数は再び接近している。

このように農協の合併が進んだ結果、農協の姿は大きく変わった。

比較可能な数値が入手できる35年間の変化をみると、この間に1組合当たりの組合

第1図 農協数・市町村数の推移



資料 農林水産省『農業協同組合等現在数統計』、市町村自治研究会『全国市町村要覧』

第1表 合併で変化した農協の姿
(1組合当たり)

	(単位 人, 数)				
	70年	80	90	00	05
組合員数	1 214	1 757	2 397	6 397	10 370
正組合員	982	1 257	1 544	3 686	5 641
准組合員	231	500	854	2 710	4 928
役員数	16.8	18.0	19.1	22.5	25.7
常勤理事	1.4	1.4	1.4	2.0	3.5
職員数	41.3	63.8	82.8	189.1	263.0
参事・会計主任	0.7	0.7	0.8	0.8	0.4
支所数	1.5	2.4	3.3	8.5	11.3
管内市町村数	0.5	0.7	0.9	2.4	2.7
(組合数)	(6 049)	(4 528)	(3 574)	(1 347)	(901)

資料 農林水産省『総合農協統計表』、『農業協同組合等現在数統計』、市町村自治研究会『全国市町村要覧』

(注)1 年度末現在。1組合当たりは全組合数(総合農協統計表)で割ったもの。

2 管内市町村数は、総市町村数を総組合数(現在数統計)で割ったもの。

員数は約10倍になって1万人を超える規模となった(第1表)。なお、その内訳をみると、かつては正組合員が圧倒的に多かったが、近年では正・准組合員の数がほぼ並ぶまでになっている。

合併に伴って全体でみた役員数は減少しており、1組合当たりの役員数は、約9人の増加にとどまっている。職員数も全体では減少し、1組合当たりでは約6倍の規模になった。

執行体制は、かつては常勤理事の組合長1人と参事1人の体制が多かったが、現在は、組合長を含めて常勤理事3~4人によって運営される体制が一般的になった。

また、支所数も1組合当たり7倍に増加したが、一方では、全体としてみた場合の拠点数は減少してきている。

市町村との関係を見ると、1970年当時は市町村合併が先行したことから平均して1市町村内に2つの農協があったが、現在では逆に、1農協管内に2.7の市町村を含むようになっている。

2 農協合併の効果とは

このような変化に伴い、農協の運営のあり方も変わることが必要になる。合併農協にとっては、合併を生かすための意識的な組織・事業の見直しや取組みが不可欠である。

それでは、農協合併の効果にはどのようなことが考えられるのだろうか。第2表は最近筆者が行った整理である。ここでは、

合併効果を「事業面の効果」と「制度面の効果」に分けて考えている。「事業面の効果」は、合併によって、事業の機能が向上し、収益性が上がるなど、実際に事業面でプラスとなるような効果を指している。「制度面の効果」は、経営の健全性を確保するなどの目的で法令等によって定められるさまざまな要件をクリアできるという効果である。

合併するとスケールメリットが出る、とよく言われるが、どのようなところにメリットが出るのか、メリットを出すためにはどうすべきか、というように、具体的に考えなければ、メリットを出すことは難しい。そして、「制度面の効果」だけでなく、実際に農協の事業が改善されるという意味での「事業面の効果」を十分に発揮することが重要であろう。

第2表 農協の合併効果

1 事業面の効果
<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門性の発揮 <ul style="list-style-type: none"> a 組合員・地域対応の充実 b 事業の専門性の向上 (2) スケールメリットの発揮 <ul style="list-style-type: none"> a 購買力の強化 b 販売力・マーケティングの強化 c 資金運用力の強化 (3) 合理化・効率化 <ul style="list-style-type: none"> a 機構・人員配置の再編・効率化 b 重複機能の排除 (4) マネジメントの強化 <ul style="list-style-type: none"> a 執行体制の強化 b 企画機能の充実 c 内部統制の充実
2 制度面の効果
<ul style="list-style-type: none"> 組織・事業要件の充足 <ul style="list-style-type: none"> a 最低資本金の確保 b 常勤理事体制の確立 c JAの自主的な体制強化

資料 石田信隆(2008)『JAが変わる「創発」を生む新時代の農協組織論』家の光協会43頁から作成

3 合併農協の現状をどうみるか

このようなモノサシでみた時に、現在の合併農協は、十分に合併効果を発揮できているのであろうか。これは、当事者にとって大変関心が高いが、はっきりとはわかりにくい問いであるように思われる。

「もしも合併しなかったらどうなっていたのか」と考えても、はっきりした答えが出るわけではない。また、農協合併が全国で併行して進められ、それぞれの農協は置かれた地域の環境条件などによって多様であることから、合併農協と非合併農協を比較して分析することも困難である。

したがってここでは、筆者なりに考えている合併農協の現状について、ポイントをまとめ、さらに次項において、4つの農協の事例で具体的にみることにする。

(1) 農協合併の特殊性

農協合併は、協同組合の合併であるという意味で、企業の合併とは異なる独特の難しさがあるように思われる。農協の場合、出資者は同時に利用者であり、また、出資者の代表によって運営される。したがって、合併後の組織・事業を変えるさまざまな取組みを行おうとすると、目に見える当面のよいことには賛成が集まっても、長い目でみて必要であるが当面は不便や不利益になることには反対意見が多くなりがちである。そして、このようなことを意識して、過大な設備投資をしたり、赤字事業の廃止

がなかなかできなかつたりする。また、合併時に、店舗統廃合を行わない約束をするケースも少なくないし、距離的に近い店舗であっても旧農協が異なる場合には、統合に多大のエネルギーを費やすこともよくみられる。

これは、農協が民主的な協同組合であるからこそ起きているものであり、企業と比較して農協が劣っているということではない。しかし、合併の当事者は想像を絶する努力を払いながら、合併農協の運営に腐心しているのが現実であるし、合併後の改革の実施に長期を要しているのも事実である。

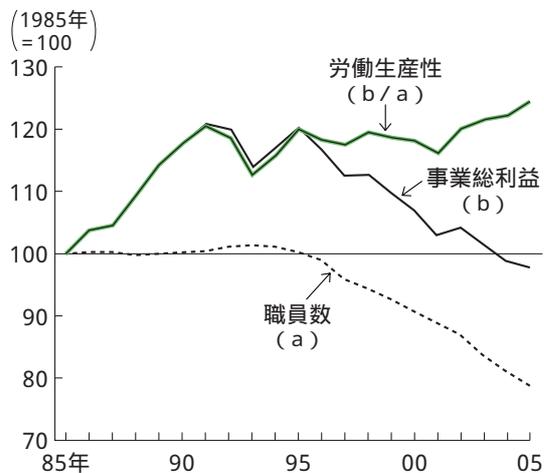
(2) 表れているメリット

「合併してよかった」という声は、多くの合併農協で聞かれる。第2表にあげた合併効果のどの項目で効果が出ているのか、内容と程度はさまざまであろうが、合併が肯定的に評価されていることには、疑いはない。

近年農協の事業は、貯金などを除き減少傾向にあるが、第2図にみるとおり、農協は職員の減少によってこの事業の縮小に対応してきた。^(注1)これが、合併によって組織が大きくなったことによって可能になったことは、間違いない。

しかし、合併の利点を最大限に生かして、積極的に合併効果を発揮しているだろうかと考えると、まだまだその余地は大きいのが現実ではないだろうか。それは、(1)で述べたように、その実行にはさまざまな障害が横たわっているからである。

第2図 農協の労働生産性



資料 農林水産省『総合農協統計表』

(注1) 厳密にいえば、近年農協事業の関連会社への移管が増えており、これに伴って事業総利益、職員数ともに農協の計数にカウントされないものが生じているので、留意が必要である。

(3) 表れているデメリット

一方、合併がもたらすデメリットも、さまざまなものが表れている。

よく指摘されるのは、農協の本店が遠隔地になり、また店舗統廃合が行われて、農協が組合員にとって遠い存在になるということである。これは、単に情緒的な反応である場合もあるし、「支店が遠くなって不便になり近くには郵便局しかなくなった」「人事異動で、知っている職員がいなくなった」など、具体的な理由のある場合も多い。

また、理事定数を減らしたことから、従来理事が果たしていた地域と農協を結ぶ機能が弱くなることも、多くの農協で指摘される問題である。

最初にみた市町村との関係でいえば、農協が複数の市町村を管内に持

つようになり、平成の大合併が進んでも農協管内と市町村管内が一致しないケースが多くなっており、両者の円滑な連携を図るうえでは、工夫が必要になっている。

さらに、近年の農協合併には、早期是正措置への対応などの一環として、不振農協を解消する目的での合併も少なくないが、これによって、職員の意識も含めて、マイナスの影響が出る場合もあるであろう。

このように、合併が一方ではデメリットを生じる場合があることもはっきりと認識し、意識的な対策をとることが必要である。

4 合併農協の取組事例

以上のような問題意識の下に、以下、4つの農協での取組みについてみていく。なお、ここでは、紙面の制約もあり、それぞれの農協の全体像を紹介するのではなく、

第3表 事例農協の概要

(単位 人, 百万円)

	JAおち いまばり	JA紀南	JAとびあ 浜松	JA北信州 みゆき	
合併年月	97年4月	03年4月	95年4月	98年12月	
合併参加農協数	14	9	14	5	
組合員	正組合員	13,924	13,477	24,858	8,722
	准組合員	15,433	17,177	46,566	4,252
	合計	29,357	30,654	71,424	12,974
役員	合計	46	29	59	33
	内常勤	6	7	7	5
職員数	558	597	1,466	400	
貯金残高	225,761	233,668	851,841	116,905	
貸出金残高	32,077	61,299	206,103	39,767	
長期共済保有高	1,001,112	742,071	4,180,689	592,959	
購買取扱高	8,413	12,541	10,867	8,009	
販売取扱高	6,472	6,262	22,543	10,580	

資料 各農協事業報告書から作成

(注) 2006年度未現在。

合併農協としての特徴的な実態や取組みを重点に取り上げることにご留意いただきたい。各農協の概要は第3表のとおりである。

(1) JAおちいまばり

a 地域および農協の概要

JAおちいまばりは、97年4月、愛媛県今治市および上島町の14農協が合併して発足した。管内は瀬戸内海の島嶼部を含んでいる。99年のしまなみ海道開通後も道路で結ばれていない島を含んでおり、運営上独特の難しさを抱えている。管内の営農は、かんきつ類が主であるが、地域によって米麦、野菜、畜産等の比率の高いところもあり、多様である。

合併後、旧農協本店を基幹支店とし、合併後1年間は旧農協の組合長または専務を理事支店長として、移行の円滑を図った。

また、旧農協単位に地区運営委員会を置き、委員定数は旧理事定数と同数として、地区とのつながりに配慮している。地区運営委員会は准組合員や員外者も委員になれる。一方、総代定数は合併により減少しており、総代と地区運営委員会の関係整理には課題もあるようである。

b 合併後の取組み

(a) プロジェクト方式による取組み

当組合の取組みで特筆すべきことは、合併後優先的に取り組むべき課題について、本支店・営農センターの若手・中堅・女性職員も含めたメンバーからなるプロジェク

トを毎年のように設置して、事業と組織の活性化を図ってきていることである。合併2年目に始まったプロジェクトの取組実績は、第4表に示すとおりであり、重要な課題に着実に取り組んできていたことがうかがわれる。

当初は全中のJASMIC（農協に対する個別経営指導）として実施され、その後、愛媛県中央会のE-JASMICによる取組みに受け継がれた。さらには農協独自のプロジェクトも行われるようになっており、プロジェクト方式の定着と農協の企画開発機能の向上が進んでいる。

これらのプロジェクトのメンバーは職員のみで構成されており、提案が理事会で差し戻しとなり改めてプロジェクトで検討し直して再提案され、実現するというところとあり、農協全体の活性化につながっている。

98年度に設置された人事管理制度プロジ

第4表 JAおちいまばりが実施したプロジェクト

	内容
98年度	人事管理制度(JASMIC)
99	組織再編(E-JASMIC)
00	第2次中期経営計画策定(E-JASMIC)
01	物流体制構築(E-JASMIC)
03	第3次中期経営計画策定(E-JASMIC)
	人事賃金制度再構築
	信用事業改革
	ヤングパワープロジェクト(2006年度まで)
04	生活事業機能拡充
	成果主義人事管理制度検討
05	直売事業機能強化検討
	生活事業強化検討

資料 JAおちいまばりヒアリング資料から作成

(注)1 JASMICは全中が実施した個別JA指導事業。

2 E-JASMICは、愛媛県中央会の実施によるもの。

エクトの成果は、全国の農協における人事管理制度の制定にも生かされた。

また、99年度には組織再編案を策定、これは第2次中期経営計画（2000年度策定）および第3次中期経営計画（03年度策定）に盛り込まれ、具体的な実施が進められてきた。この結果、合併時点では59支所・出張所あったものを、現在30金融店舗・13営農生活センターに再編済であり、08年度にはおおむね再編案に近い姿になる予定である。

斬新な取組みとしては、03～06年度に行われたヤングパワープロジェクトがあり、若い世代のプロジェクトメンバーにより、小さい企画も含めて採用しやすい提案を出してもらった。

また、05年度の直売事業機能強化検討プロジェクトは、07年4月にオープンした大型直売所「彩菜 さいさいきて屋」に結実した。さいさいきて屋は、直売所、実証農園・市民農園、レストラン、農産物加工施設、研修施設を有する拠点的な施設であり、一般市民も多数利用する地域の農協の拠点的な施設となっている。また、この施設の完成に合わせて、07年度から食農教育の一環として「Saisai KIDS倶楽部」が開講された。約40人の児童が1年間かけて、農業体験や料理体験を行っている。

（b）新しい組織形態への取組み

プロジェクトでの取組み以外にも、着々と取組みが進められている。生活事業のサービス向上と収支改善への取組みも、その

一つである。葬祭事業、Aコープ、自動車燃料事業等を子会社（株）ジェイエイ越智今治に順次移管、07年度には人員の子会社への転籍と成果主義的処遇を導入し、事業の改善を図っている。

本店機構で注目されるのは、06年度から金融部と共済部を営業部・業務部に統合・再編したことであり、その成果が注目される。

（c）人材育成

以上さまざまな取組みをあげてきたが、当組合の基本姿勢として重要な点は、人材育成に力を入れていることである。現在JA監査士が10人おり、全中が実施しているJA経営マスターコースにも毎年1名派遣している。また、県中央会との間でも、約10年にわたり、人事交流や人材派遣を実施してきた。信連にも、年に2～3人をトレーニー派遣している。また、提案制度も実施している。

このような取組みは、合併して大きな組織になったからこそ可能となるものであり、また、プロジェクト方式の採用も含めて、職員の能力開発とモラルアップ、創造的な職場風土の醸成に寄与するものといえよう。

（2）JA紀南

a 地域および農協の概要

JA紀南は、03年4月、和歌山県田辺市および西牟婁郡一円の9農協が合併して発足した。管内は紀州梅の産地として有名で

あり、梅・かんきつ等を基幹とした総合園芸産地を形成している。

当組合では、合併後、本所と支所との間に「地区センター」を置いた。これは旧農協あるいはそれを合わせた区域に置かれ、地区のとりまとめ機能を担う。ただし、合併前の本所機能は新しい本所に移っており、命令系統は本所と支所がつながっている。いずれかの支所長が地区センター長を兼ねている。

支所ごとに、地区運営委員会を置く。委員には、地区選出理事、女性会など組合員組織の役員、農協職員等になる。合併前の旧紀南農協では、運営委員会を巻き込んで運動的に組織運営を行っていたが、これが、合併後は全地区に広がっており、地域と農協をつなぐ重要な機能を果たしている。

b 合併後の取組み

(a) 組合員組織における「高位平準化」の追求

合併以前は、農協によって組合員組織の有無や活動内容がまちまちであったが、合併後は特定地域の品目にかかる部会等を除いて、全農協で一体化した組織となり、同じように活動ができるようになった。このような、高位平準化が運営面において追求されている。この結果、新しく女性会組織ができ、会員が増えた地域も現れ、また、生活文化活動やイベントなどが、きめ細かくできるようになってきている。

(b) 組織機構の再編

まず、支所機能再編は、07年11月から段

階的に実施に移されつつある。

再編の基本的な考え方は、現在39ある支所を、19の支所（基幹支所および一般支所）に再編するというものである。金融・共済事業店舗としては、19の支所の下に、従来の小規模店舗をサブ店舗として置き、また一部の小規模店舗は廃止する。サブ店舗は、有人機械化店舗であり、基本的には常駐1人とし、その多くはATMがない店舗であったので、新たにATMを設置する。そして、基幹支所にサブ店舗エリア担当の渉外（経済事業も担当）を置き、曜日を決めて訪問することとした。実施した地域では、店舗網が縮小はしたものの、以前より訪問してくれるようになった、と評価する声も出ているようである。

また、このような支所再編と併行して、営農センターを地区ごとに集約して設置していく構想である。

次に、本所機構では、06年度に事務集中部が置かれた。現在のところ、経済事業および総務部門の事務が中心であるが、効率化を追求する新しい取組みとして注目される。

(c) 営農振興への取組み

当組合は、各支所に「生産販売委員会」を置いている。これは、地域の農業を統括し、営農振興について協議する合議体である。生産部会は、生産販売委員会の下部組織として位置づけられている。生産販売委員会は、全農協レベルの連絡協議会を持ち、ここで、梅・みかんなど主要品目の販売方

針等を検討している。

施設の整備面では、選果場をかんきつ1か所、梅4か所に集約した。合併前は品質面で農協によりあった格差がなくなり、また、光センサー等高額の設備を集約することで、選果コストの低減にもつながっている。

さらに、「紀南」のブランドを共通使用することのメリットも出ている。きんかんや茶などの特定地域の名産品を梅とセットで販売することなども始まった。

IT化への対応も積極的である。当組合のホームページは96年に全国の農協で一番早く開設されたが、04年からは携帯メールで営農・市況情報や農協からのお知らせを配信する「JA夢NET(じゃむねっと)紀南」が開始され、約1,200人が利用している。主な組合員組織の構成員数と比較してもかなり利用されているといえよう。

(注2) 梅部会2,690人、みかん部会1,530人、農業所得税申告部会1,467人、女性会2,726人、青年部279人(06年度)

(d) 地域貢献への取り組み

07年3月、大型の直売所「紀菜柑」を開設した。当組合管内は、冷涼な地域から温暖な串本潮岬まで多様性に富んでおり、多様な品揃えができています。また、Aコープに併設する等により、10か所に直売所や朝市が置かれています。

学校給食にも力を入れ、07年秋から田辺市で地場産農産物の供給を開始、その後白浜町でも開始した。学校給食向けに農産物を供給する生産者を組織化して取り組んで

いる。

また、07年からは「子供安全パトロール」を開始、農協の自動車・単車約400台にパトロールのシールを貼付している。

さらに、東南海地震に備え、救援物資を保管する等の内容を含む防災協定を行政と締結している。

このようにして、地域の非農家を巻き込んで、新たなJAファンを作っていこうとする取り組みも、合併して大きな組織になったからこそできていることであろう。

(3) JAとぴあ浜松

a 地域および農協の概要

当組合は、浜松地区の3市5町を区域とする。管内の農業は施設園芸、花き、畜産などが盛んであり、また、都市化も進展している。95年4月に14農協が合併して発足した当組合は、貯金残高が6,686億円と日本一の規模となり、かつてない大型農協として注目を集めた。

合併後の組織機構は、当初は7つの地区支店に本店機能を置いていたが、98年の新本店完成を機に本店機能を集中した。

理事は、基本的には第一次合併以前の49農協から選出する方式をとっている。また、05年度から経営管理委員会制に移行した。

b 合併後の取り組み

(a) 生産者組織の確立強化

合併にあたって一番大きな課題となったのは、生産者組織の編成であった。合併準備段階から検討を重ね、販売額3億円以上

で農協共計品目を部会，それ以外の3億円以上の品目を協議会，1億円以上の品目を研究会，1千万円以上の品目を分科会とすることとされた。また，農協からの助成金についても，客観的な基準が設定された。そして，これらの組織全体の連携の場として，「生産者組織連絡協議会」が置かれた。

このような体制の下に，各組織においては，選果場整備等による共販体制の整備，生産流通体制の整備，統一ブランド確立のための取組み等が進められた。

この結果，合併時には9部会，34協議会でスタートしたのが，07年4月には16部会，26協議会となり，組織の強化が進んできている。

(b) 営農センターと関連施設

合併後，営農関連施設を重点に合理化を計ることとし，投資を集中した。そして2000年度には，営農センター体制に移行した。7つの地区別営農センターと3つの作物別営農センターが置かれている。

営農関連施設の運営は，受益者負担原則の下に行われる。設備計画検討段階から生産者が参画し，施設の建設は農協が行うが，その後の固定費およびランニングコストは生産者が負担する。

このような原則の下で施設の統合が進み，コストダウンが実現して，生産者からの支持が得られる事業展開となっている。

また，直売所は3店舗を新設し，品不足になるほどの人気を集めている。倉庫を改造するなど，既存施設を活用して，コスト

を抑制している。

(c) 支店機能再編等

合併当初は7つの地区支店の下に109の支店を置いてスタートしたが，支店再編について取り上げる機運が熟さない状況が続いた。

このため，98年度に，小規模で採算のとれない26店舗を一般支店の子店とし，うち22店舗は為替取扱店舗とした。

さらに，合併後10年を経た05年度に金融店舗再編委員会を立ち上げ，再編構想を推進している。その第1ステップは小規模な24店舗を廃止するもので，07年2月に完了している。現在の店舗は，平均的には存置基準をクリアしてはいるが，個別には小規模な店舗もあり，今後さらに再編を進める予定である。

再編は，「近くにいなくなる」というデメリットだけではなく，機能が充実するというメリットも大きいという考え方で進めている。再編によってコストの削減が進む一方で，残った店舗では相談業務もできるような体制を強化するとともに，店舗建て替えにも取り組むなど，再編がプラスになるように進められている。

また，合併当初は採算割れであったAコープ，ガソリンスタンド，自動車修理工場は，97年に子会社(株)とぴあサービスに移行した。これにより，3年で黒字化し，累積赤字も解消するなど，大きな改善成果をあげている。

(4) JA北信州みゆき

a 地域および農協の概要

当組合は、長野県最北端に位置し、飯山市など2市3村を管内としている。98年12月に、5農協が合併して発足した。中山間地域で豪雪地帯でもあり、高齢化と過疎化が進んでいる。

管内の営農では、きのこ、米、アスパラガスなどの野菜等、多彩な品目が市場の高い評価を受けている。

当組合は合併後、支所が本所に並列的につながる組織形態をとったが、その後、継続的に支所・出張所の見直し、施設の見直しと整備などを進めてきている。そして、組合員とのつながりを徹底的に重視してこれらを進めてきていることが、当組合の特徴である。

b 合併後の取組み

(a) 組合員・地域とのつながりの維持強化

当組合では、支所運営委員会を年2回開催し、非組合員も含むメンバーとの意思疎通に努めている。さらに、秋には「組合員と語る夕べ」を160集落で開催し、幹部職員総動員で出席し、組合員から出された意見・質問に対する回答集も配布している。さらに、2月には、集落座談会が2週間かけて開催される。これによって、延べ3,000人以上の組合員に直接話しをすることになる。

組合員との関係では、「経営は大きく、組合員参加は小さく」という考え方の下に、小さい範囲での組合員の活動を促進するこ

とを基本としている。支所運営委員会や生産部会、女性部会等は、原則としては第1次合併以前の18農協単位での活動を基本とし、それができなくなった場合に統合するという考え方である。

また、職員による組合員訪問も重視し、月2回の訪問を実施している。

当組合は、次世代・女性対策にも積極的である。あぐりスクール(02年開始)、女性大学(02年開始)、猫の手援農隊(02年開始。りんご農家への応援を都市住民から募集)、飯山市ふるさと回帰支援センターとの連携・協調等を行っている。

さらに、農家組合等既存の組織の役割と機能を改めて明確にするとともに、組合員のニーズに応える新しい組織や仕組みが必要であるとして、「新しい仕組みづくり」を課題に掲げて検討を行ってきている。

(b) 営農振興と施設整備

営農施設に重点的な投資を実施し、04年にはカントリーエレベーターの東西2地区体制が完成した。米の品質が向上し、良質米産地としての評価が一層高まっている。

また、果実共選所も3か所にあったのを1か所に統合し、指導、品質管理、販売戦略を統一した。

集落営農は3地区で取り組まれているが、積極的に支援を行っている。農協のOBを嘱託採用して派遣したり、季節的な労働力調整も行っている。

また、市場のニーズに応じた販売にも取り組む。量販店向けのこだわり米を作る支

所の枠を越えた生産者グループを組織したり、全農を介しての量販店取引も増えてきている。

(c) 支所・出張所の見直し

当組合では、合併直後に支所の再構築を提案し、組合員の大反対にあって頓挫した経過がある。

そして、2000年度から始まる第1次中期計画に支所・出張所の見直しと事業量を考慮した統合整備を盛り込み、8出張所の廃止を総代会で決定した(01年度および05年度で実施し完了)。これに伴い、全国初の移動金融店舗車を導入し、また、ATMや渉外の配置を行った。

続いて03年には、支所再編成の論議を行ったが、反対意見が強く、当面実施しないとの結論となった。組合執行部は、理事全員協議会で再構築の必要性について学習を重ね、05年10月理事会で管内5ブロックに分けて再構築を進める枠組みを決定、これは06年2月に総代会決定された第3次中期計画に盛り込まれた。

このような長い経緯を経て、08年5月、18支所を5支所5出張所とする体制がスタートした。なお、併せて、7つの廃止店舗が「地区組合センター」(職員1人を配置)となった。今後はさらに、東西2か所にある営農センターの一本化と営農部門本部機能のセンターへの移管、営農部門支所機能の7営農支店への再編を行う。

5 まとめと今後の課題

4つの農協のヒアリングでよく聞かれたことは、合併したからこそ今がある、合併しなければやっていけなくなる農協があったはずだ、という声である。それは、小規模で体制が不十分な農協や、財務内容が悪い農協にとって合併が救いになったということだけではない。専門性の高い事業実施体制を作り、効果的な投資を行って営農の振興を進めるなど、前向きな対応の面でも大きな効果があったと総括できるだろう。また、店舗統廃合も、要員配置の合理化や施設の集約によってコスト削減の面でも大きな効果があったとする声も多い。

かつて一部では、農協の合併は信用・共済事業のため、というような受け止め方がなされたこともあったが、いままでみてきた合併農協の実態は、合併がまさに協同組合としての農協がよりよい機能を果たすうえで、不可避な取組みであったことを示している。

しかしまた、店舗機能見直しを進めるための「苦闘」に典型的にみられるように、合併効果を発揮するために抜本的な対策を実施することは、膨大な時間と労力を要する「茨の道」であることも、多くの農協で共通してみられることである。これをある役員は「組合員にはメリットは目につかず、デメリットは目につく」と表現されたが、合併農協にとって、合併してからも、合併に至るまでの努力を上回る努力を払って、

組合員との間で認識の共通化を図り、さらなる改革を進める必要があることも事実である。

また、店舗統廃合に伴う代替措置を多くの農協で講じていることにみられるように、合併に伴うデメリットを最小化することも、よく知恵を絞っていかなければならないことであろう。

本稿でみてきた先進的な事例においても、合併を生かすための取組みは、まだまだ現在進行形の事柄であるといえる。これは、全国の大型農協にとっても、共通した事情であるというべきであろう。ある農協では、「改革は、経営がよい時に実行すべきだ。悪くなってからでは効果が出ない」と言っていたが、そのとおりであろう。

しかし、それによって農協の未来は開けるのか、という点では、まだまだ大きな壁にさえぎられて未来が見えない、というのが筆者の偽らざる感想である。高齢化した組合員を中心に営農が営まれ、農協が利用されているという構図は、どの農協にとっても、将来における構造変化を避けることのできないものにするであろう。営農関連事業をはじめとして縮小する事業が多いことも、いつかはさらなる壁に農協を直面させるであろう。ある優れた農協の役員は、

「農家の子弟を正組合員に、農外就業の若者を准組合員に加入させるよう、渉外も職員もムキになって取り組む戦略が必要だ」と強調していたが、これもすべての農協にとって共通する課題であろう。

また、多くの農協で、地域とのつながりを強める取組みを行っているが、これも、将来農協が生き残っていくうえで不可欠である。これは、都市化が進む地域では、農協が地域で孤立せず、新しいメンバーを受入れつつ発展していくうえで必要である。また、中山間地域では、過疎化と高齢化が進んで事業が縮小し、しかし農協の機能には期待がさらに高まるなかで、地域全体をみて事業を広げていくことが、経営面でも不可欠になるだろう。「農業を中心とした地域協同組合に」「地域の中で存在価値があるJAでないと生きていけない」というある組合長の言葉は、印象的であった。単に「地域貢献」というにとどまらず、このような観点から、事業戦略を見直し、練っていくことが重要なように思われる。

このように、農協はこれからも高い壁を登っていかなければならないだろう。そのために、合併した組織をいかにして生かすのか、新しい発想と実践が求められている。

(理事研究員 石田信隆・いしだのぶたか)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(45)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(45)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(45)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(46)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(46)
6. 農業協同組合 主要勘定	(46)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(48)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(48)
9. 金融機関別預貯金残高	(49)
10. 金融機関別貸出金残高	(50)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3270)2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少
「*」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2003. 3	39,249,073	5,807,159	11,491,434	1,518,909	28,303,812	18,729,430	7,995,515	56,547,666
2004. 3	39,898,619	5,216,869	14,224,928	2,142,846	33,387,202	17,416,158	6,394,210	59,340,416
2005. 3	39,600,643	4,704,414	16,291,656	1,469,342	37,382,703	15,436,450	6,308,218	60,596,713
2006. 3	39,508,924	4,787,716	25,336,959	723,299	45,562,031	11,626,746	11,721,523	69,633,599
2007. 3	40,365,101	4,471,357	22,647,264	384,733	43,714,073	12,484,489	10,900,427	67,483,722
2007. 10	40,422,867	4,695,604	17,346,552	914,363	39,979,645	12,025,626	9,545,389	62,465,023
11	40,061,467	4,712,345	17,108,813	1,212,817	38,981,613	11,673,339	10,014,856	61,882,625
12	39,864,715	4,733,524	17,866,671	807,890	40,160,135	12,178,422	9,318,463	62,464,910
2008. 1	39,681,834	4,760,483	16,549,728	1,020,708	38,410,971	10,961,822	10,598,544	60,992,045
2	39,266,433	4,802,045	16,623,127	1,132,129	38,715,059	9,993,306	10,851,111	60,691,605
3	38,326,642	4,822,176	16,439,895	508,168	36,226,816	9,471,438	13,382,291	59,588,713

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2008年3月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,977,479	40	604,037	39	91,772	-	32,673,367
水産団体	1,130,053	705	69,785	25	5,671	-	1,206,239
森林団体	1,642	23	13,354	20	32	-	15,071
その他会員	511	-	2,081	-	-	-	2,592
会員計	33,109,685	768	689,257	83	97,476	-	33,897,269
会員以外の者計	501,880	29,606	320,908	119,281	3,456,888	811	4,429,374
合計	33,611,564	30,374	1,010,165	119,364	3,554,364	811	38,326,643

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 486,684百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2008年3月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	67,959	9,309	97,290	0	174,558
	開拓団体	275	18	-	-	293
	水産団体	18,211	6,165	13,953	39	38,369
	森林団体	3,130	9,996	4,708	110	17,945
	その他会員	120	1,275	130	-	1,525
	会員小計	89,696	26,763	116,081	150	232,689
	その他系統団体等小計	159,481	35,516	122,000	32	317,028
計	249,177	62,279	238,081	182	549,717	
関連産業	1,675,923	45,829	1,379,450	15,230	3,116,432	
その他	5,598,910	8,502	197,526	350	5,805,290	
合計	7,524,010	116,610	1,815,057	15,762	9,471,439	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2007. 10	7,091,727	33,331,140	40,422,867	12,100	4,695,604
11	6,749,409	33,312,058	40,061,467	9,600	4,712,345
12	6,378,328	33,486,387	39,864,715	7,400	4,733,524
2008. 1	6,203,106	33,478,728	39,681,834	7,750	4,760,483
2	5,635,769	33,630,664	39,266,433	7,000	4,802,045
3	4,714,978	33,611,664	38,326,642	63,000	4,822,176
2007. 3	6,616,091	33,749,010	40,365,101	50,700	4,471,357

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2007. 10	107,810	806,552	39,979,645	10,120,239	33,619	-	134,734
11	146,298	1,066,518	38,981,613	9,712,221	31,051	-	131,441
12	67,727	740,162	40,160,135	9,362,785	27,049	-	126,640
2008. 1	108,354	912,354	38,410,971	9,362,785	26,963	-	121,737
2	153,147	978,981	38,715,059	9,362,785	23,920	-	121,820
3	145,137	363,030	36,226,816	8,802,241	32,239	-	116,609
2007. 3	118,335	266,397	43,714,073	11,851,923	31,084	-	141,307

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			出 資 金	
	貯 金	借 入 金	出 資 金		
	計	う ち 定 期 性	譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
2007. 10	50,723,408	48,989,096	616,170	261,068	1,231,294
11	50,962,357	49,209,514	626,594	261,068	1,231,295
12	51,628,972	49,517,949	506,634	261,066	1,281,295
2008. 1	51,232,004	49,538,360	631,092	261,066	1,287,784
2	51,431,141	49,647,603	646,375	261,065	1,287,784
3	50,986,039	49,509,865	548,640	307,741	1,300,790
2007. 3	49,604,441	48,295,611	434,327	208,659	1,183,101

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2007. 9	24,552,030	56,680,258	81,232,288	586,813	417,252
10	25,040,730	56,562,580	81,603,310	591,958	419,360
11	24,723,688	56,952,375	81,676,063	560,488	387,109
12	25,111,660	57,578,182	82,689,842	547,446	375,762
2008. 1	24,559,622	57,560,107	82,119,729	552,594	381,402
2	24,986,764	57,427,296	82,414,060	547,585	378,310
2007. 2	24,862,677	55,572,310	80,434,987	556,765	397,271

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
858,000	4,784,257	1,484,017	10,208,178	62,465,023
991,000	5,150,478	1,499,917	9,457,818	61,882,625
895,000	5,813,883	1,499,917	9,650,471	62,464,910
1,095,000	5,384,924	1,499,917	8,562,137	60,992,045
1,321,568	5,177,099	1,512,817	8,604,643	60,691,605
758,000	4,401,193	2,016,033	9,201,669	59,588,713
1,064,030	2,868,967	1,484,017	17,179,550	67,483,722

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,952,672	1,921,831	16,388	12,025,626	1,440,574	8,071,197	62,465,023
9,596,207	1,929,884	15,805	11,673,339	1,950,000	8,033,806	61,882,625
10,057,943	1,975,373	18,464	12,178,422	1,411,415	7,880,000	62,464,910
8,927,818	1,897,581	14,685	10,961,822	2,320,000	8,251,581	60,992,045
8,002,251	1,854,069	15,165	9,993,306	2,724,137	8,103,055	60,691,605
7,524,009	1,815,057	15,761	9,471,438	1,823,000	11,527,053	59,588,713
10,286,389	2,036,139	20,652	12,484,489	800,000	10,069,344	67,483,722

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				貸 出 金	
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金	
	計	う ち 系 統						
51,874	29,660,125	29,524,278	25,000	408,446	16,493,661	6,628,268	1,381,023	
53,963	29,989,924	29,843,614	0	412,579	16,383,824	6,603,744	1,377,946	
76,652	30,689,738	30,544,677	0	414,079	16,276,813	6,635,047	1,375,023	
52,377	30,361,893	30,208,945	0	408,940	16,543,872	6,623,787	1,371,029	
48,129	30,223,550	30,070,543	0	387,462	16,709,116	6,624,201	1,373,367	
58,099	29,656,649	29,516,550	0	356,791	16,554,158	6,542,911	1,296,233	
61,526	28,570,964	28,442,576	92,000	347,853	16,721,727	6,473,197	1,320,302	

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		報 告 組 合 数
	預 け 金		計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
	計	う ち 系 統					
389,719	55,858,594	55,613,465	4,512,265	1,591,372	22,296,595	287,080	813
390,163	56,220,996	55,969,936	4,487,571	1,569,812	22,230,232	285,593	812
396,040	56,413,492	56,161,216	4,399,579	1,490,135	22,179,060	277,990	812
418,522	57,342,420	57,071,462	4,399,106	1,469,065	22,102,390	276,066	811
398,361	56,792,655	56,537,133	4,355,954	1,444,290	22,042,060	274,002	811
380,758	57,072,935	56,814,512	4,375,235	1,436,200	22,064,135	271,075	808
382,581	55,411,914	55,182,427	4,623,693	1,760,532	21,604,409	283,772	835

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2007. 12	2,053,805	1,395,015	3,062	53,577	12,914	1,284,203	1,249,719	152,714	649,142	
2008. 1	2,020,018	1,382,353	3,061	53,578	14,384	1,264,976	1,236,272	152,154	632,837	
2	2,021,109	1,375,813	3,060	53,585	13,567	1,269,150	1,241,704	153,307	628,932	
3	2,018,165	1,347,088	3,590	54,235	15,967	1,276,583	1,240,801	151,675	610,420	
2007. 3	2,109,464	1,378,696	5,247	56,130	16,243	1,311,630	1,268,450	149,991	681,855	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2007. 10	947,976	546,127	198,517	145,563	119,727	7,936	888,106	863,181	6,248	264,064	9,878	178	
11	925,685	520,709	189,692	138,191	120,108	8,323	870,917	855,570	6,248	257,307	8,642	178	
12	931,728	523,641	182,147	133,644	119,941	7,511	881,142	866,095	6,548	248,968	8,322	178	
2008. 1	907,627	520,291	180,045	131,820	120,556	8,036	858,095	843,947	6,848	247,389	8,298	175	
2007. 1	851,994	492,346	187,403	136,662	117,233	7,528	807,416	792,265	6,310	239,149	8,526	184	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行	
残	2004. 3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820	
	2005. 3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,324	156,095	2,141,490	
	2006. 3	788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430	2,000,023	
	高	2007. 3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	1,869,692
		4	805,261	499,703	2,503,887	1,940,846	550,256	1,124,681	161,633	1,869,817
		5	804,323	497,804	2,542,636	1,932,453	545,702	1,117,440	160,828	1,847,975
		6	815,935	504,605	2,484,873	1,955,473	554,263	1,132,281	162,694	1,848,812
		7	813,169	503,319	2,465,884	1,927,021	548,043	1,125,369	161,841	1,833,178
		8	815,788	508,210	2,443,991	1,922,268	547,298	1,127,549	162,439	1,827,466
		9	812,323	504,497	2,443,278	1,932,727	552,133	1,134,180	163,542	1,808,431
		10	816,033	507,234	2,448,690	1,911,750	547,399	1,130,678	162,666	P 1,869,885
11		816,760	509,624	2,506,126	1,924,611	548,835	1,129,368	162,534	P 1,851,457	
12		826,898	516,290	2,459,477	1,955,718	558,019	1,148,723	164,924	P 1,856,301	
2008. 1		821,198	512,320	2,479,673	1,930,379	549,709	1,136,222	163,038	P 1,836,810	
2		824,141	514,311	2,490,036	1,934,135	551,973	1,139,995	163,432	P 1,833,621	
3 P	820,737	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	P 1,137,418	P 163,300	P 1,813,804		
前 年 同 月 比 増 減 率	2004. 3	2.1	2.0	3.3	0.7	1.6	1.9	2.8	2.5	
	2005. 3	2.2	1.6	0.6	2.9	2.3	1.8	2.3	12.0	
	2006. 3	1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1	6.6	
	2007. 3	1.7	1.9	0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	6.5	
	4	1.7	2.1	0.2	2.2	1.2	2.1	1.1	6.4	
	5	1.9	2.0	0.6	2.6	1.4	2.2	1.2	6.6	
	6	2.1	1.7	0.5	3.0	1.9	2.7	1.5	6.6	
	7	2.2	1.8	0.5	2.5	1.5	2.5	1.4	6.6	
	8	2.2	2.2	0.1	2.3	1.2	2.3	1.5	6.5	
	9	2.2	2.0	0.1	2.4	1.1	2.5	1.5	6.5	
	10	2.3	2.5	0.7	2.3	1.8	2.7	1.6	-	
11	2.4	3.0	1.4	2.3	1.7	2.6	2.4	-		
12	2.4	2.8	1.3	2.4	1.6	2.7	2.3	-		
2008. 1	2.5	2.8	1.4	2.5	1.9	2.8	2.0	-		
2	2.5	2.8	1.6	2.0	1.9	2.6	2.0	-		
3 P	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	P 2.1	P 1.6	-		

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ, 信用金庫は信用金庫ホームページ, 信用組合は全国信用中央組合協会, その他は日銀資料(ホームページ等)による。
 2 都銀, 地銀, 第二地銀および信金には, オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む(農協以外の金融機関は含まない)。
 4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため, 07年9月以前の数値と連続しない。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行	
残	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755	
	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814	
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085	
	高	2007. 3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,589	634,955	93,670	3,282
		4	211,457	50,836	1,796,309	1,430,511	414,481	629,617	93,240	P 3,140
		5	213,906	51,153	1,782,011	1,421,114	412,363	625,447	92,872	P 3,299
		6	213,932	50,470	1,795,954	1,431,367	414,467	629,112	93,214	P 3,043
		7	214,338	50,746	1,786,951	1,432,817	413,758	627,634	93,142	P 3,010
		8	214,627	51,113	1,792,789	1,433,669	413,931	628,009	93,285	P 2,931
		9	214,972	52,007	1,781,836	1,450,894	419,437	635,459	93,948	P 3,027
		10	214,295	52,473	1,768,480	1,441,107	416,252	629,288	93,616	-
11		213,821	52,258	1,780,085	1,444,951	417,486	629,556	93,826	-	
12		213,045	52,600	1,807,101	1,468,920	425,734	638,374	94,669	-	
2008. 1		212,468	52,528	1,810,863	1,457,003	421,054	630,614	93,740	-	
2		212,646	52,508	1,810,568	1,463,343	421,334	629,771	93,662	-	
3 P	216,460	52,467	1,804,791	1,480,672	426,532 P	636,723 P	94,396 P	-		
前 年 同 月 比 増 減 率	2004. 3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7	
	2005. 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4	
	2006. 3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	15.1	
	前 年 同 月 比 増 減 率	2007. 3	2.3	3.0	3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	19.7
		4	1.8	3.1	2.7	2.7	1.2	0.8	0.5	P 20.2
		5	2.2	3.1	3.0	2.3	1.0	0.7	0.3	P 19.3
		6	2.1	2.3	2.6	2.8	1.0	1.0	0.3	P 20.1
		7	1.9	0.8	3.3	2.7	0.7	0.5	0.0	P 19.6
		8	1.8	0.3	2.9	2.6	0.7	0.5	0.0	P 19.1
		9	1.6	0.2	3.3	2.8	1.1	0.4	0.1	P 18.0
		10	1.5	0.1	3.3	2.9	1.8	0.4	0.0	-
11		1.3	0.2	3.5	2.7	1.7	0.2	0.8	-	
12		1.3	1.0	2.5	2.7	1.9	0.1	0.8	-	
2008. 1		1.3	0.9	1.3	2.7	2.0	0.2	0.4	-	
2		1.4	1.5	0.4	3.1	2.3	0.2	0.4	-	
3 P	2.0	1.8	0.2	2.6	2.4 P	0.3 P	0.8 P	-		

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし、ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。
 2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。
 3 農協には共済貸付金・農林公庫(貸付金)を含まない。
 4 07年10月以降、ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。